

第1回 長期財政収支の見直し検討部会 参考資料

1 第4回検討会議「財政運営」、第5回検討会議「長期財政収支の見直し」資料
及び議事要旨 1

<議題1(2) 国の動向等 関係>

2 総務省「経営戦略」の概要(平成26年8月)11

3 総務省「水道財政の在り方に関する研究会」報告書概要(平成30年12月)14

4 改正水道法における収支の見直し作成・公表の概要15

5 改正水道法施行規則に規定される予定の収支の見直し作成・公表の概要16

6 改正水道法に規定する基本方針の概要17

<議題1(3) 都の動向等 関係>

7 都の新たな人口推計(平成31年4月)18

8 「新たな長期計画(仮称)」の策定について(平成31年4月)22

9 「未来の東京」への論点(令和元年8月)(水道関係を抜粋)23

<議題2(2) 他の水道事業者の状況 関係>

10 他事業者の経営計画における目標設定状況27

11 横浜市水道料金あり方審議会資料(第4回)28

<議題2(4) 当局における料金改定の経緯 関係>

12 当局における企業債に関する経営指標の推移
(給水収益対企業債元利償還金割合及び企業債残高割合)
当局における財政収支と料金改定の推移35

<議題2(5) 長期財政収支の見直しにおける目標設定 関係>

13 財政健全化法の概要36

14 地方債の協議制度について40

15 他の水道事業者との企業債に関する経営指標の比較41

<議題2(6) 短期・中期の目標設定に活用すべき経営指標 関係>

16 当局の経営計画・当局における主要な経営指標の推移42

17 総務省「水道事業経営指標」(平成29年度)43

<議題3(3) 企業債 関係>

18 平成31年度地方債充当率(総務省告示)44

19 当局の企業債における、財政融資資金債と市場公募債の発行割合の推移46

20 当局の企業債の金利の推移47

21 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」48

※上記2~6、13、14、17、18、21は国公表資料

上記7~9は都公表資料

上記11は横浜市水道局公表資料

東京都水道事業運営戦略検討会議 長期財政収支の見通しに関する主な御意見

□ 第4回会議（H30.8.1）「財政運営」

石飛座長代理	施設整備の目的が、直近の需要向けか、中長期の活用なのかによって、財源が企業債なのか料金なのか決まるのではないかと。しっかりとアセットマネジメントをした上で、企業債と料金水準がこのぐらいのときに料金値上げすると示す等、都民への丁寧な説明をしていただきたい
佐藤委員	局の方針はこれで良いと思うが、自己資本、他人資本どちらで対応していくのか。その時のご都合主義で変えるのは、負担の公平性の観点から問題があるので、一定の基準を設けた上で、継続的な事業運営をしていただきたい
有田委員	料金水準を見直す検討を企業債を含めトータルで見て、パブリックインボルブメントのような形で、都民への説明を丁寧にしてほしい
西尾委員	企業債活用の妥当性を検討するには、20年など、長期の財政収支のシミュレーションの中で、その推移を見て、適正な状態であるかを判断する必要があると思う
真鍋委員	収支の予測だけでなく、更新する施設を含めた資産・負債との見合いで、企業債をどの程度発行しても大丈夫なのかを、データを整理して議論したほうがよい

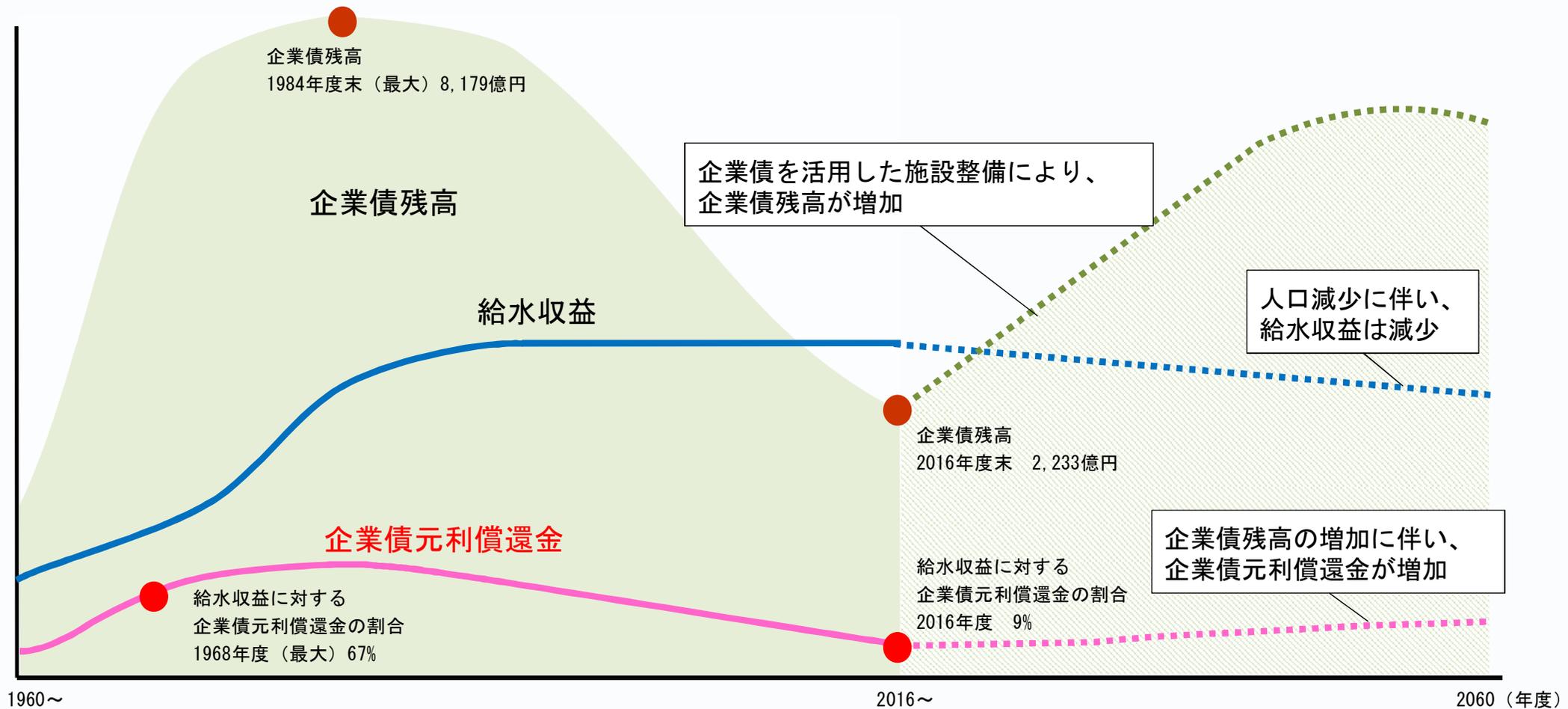
□ 第5回会議 (H30.10.17) 「長期財政収支の見通し」

石飛座長代理	施設の見通しで、耐用年数を伸ばしていくという方向性は、これで正しいと思う。これからの企業債と2060年までをどうするか、長期的にはなかなか不確定要素が多いと思うが、短期的にも見ながらやっていくということをこれからも検討いただきたい
大坪委員	給水収益につきましては、2060年度で約13%減少と人口推計に合わせて考えられていますが、今後、節水方法の進化や意識の変化によって、収入は13%以上の減収が予想されるかもしれない
佐藤委員	更新期間の見直しや物理的耐用年数を設定して施設整備を行った場合であっても、地方公営企業会計上は法定耐用年数によると思われるので、将来の純利益の額に影響を与える。利益処分の考え方及び説明に留意する必要がある
石田委員	3年計画とかの中では、さまざまな経営目標みたいなものを立てて運用されていくのがリスクに強い経営体質にもなってくる
沼尾委員	設備投資を巨大な借入れで賄った場合、経営は長期金利の影響を大きく受けることになる。公的債務残高の肥大化に加え、世界の中での日本経済のプレゼンスが低下する状況下にあって、長期金利にに対するリスクヘッジをどうするかが課題
早川委員	企業債は金利負担があるので最小限に抑えるべきである。建設改良費や収益に対する元利償還割合を基準とするのではなく、将来の収支予測から発行額を決めるべきではないか
西尾委員	長期財政の収支の見通しで60年というのは、少し無理がある点は否めない。長期財政収支の見通しについては、短期、中期を踏まえた上で、今の長期見通しを進めていくのだという形でやっていただくと理解がしやすい

財政運営

・ 給水収益、企業債残高及び元利償還金の推移イメージ

- これまでも、中長期的な視点に立ち、経営努力を行いながら企業債残高を圧縮
 ⇒ 給水収益が減少する中で、今後、施設の長寿命化などにより施設整備の時期を平準化しても、現状より施設整備費は増加することから、**企業債の活用は必須**



企業債を活用した施設整備により、企業債残高が増加

人口減少に伴い、給水収益は減少

企業債残高の増加に伴い、企業債元利償還金が増加

・ 企業債に関する経営指標

(単位 %)

	東京都		横浜市	大阪市	名古屋市	
	ピーク時	2006年度	2016年度	2016年度	2016年度	
給水収益に対する 企業債元利償還金 の割合	67.3 (1968年度)	28.5	9.0	20.2	28.6	16.8
給水収益に対する 企業債残高の割合	780.2 (1965年度)	175.7	77.7	249.0	276.6	218.0

■ 今後は、大規模浄水場の更新などに向けて、世代間負担のバランスに配慮しながら、一定規模の企業債の発行を継続的に行う必要

■ 将来、給水収益が減少する中であっても、必要な施設整備を行っていくために、適切な発行規模を検討する必要

- ・ 他都市の状況等から、企業債元利償還金の割合が20～25%程度まで発行可能
- ・ 20～25%となった場合は、料金水準を見直す検討が必要

長期財政収支の見通し

・シミュレーションに当たっての主な条件

■収入

- ① 給水収益は、都の人口推計に合わせ試算（2060年度で約13%減少）
- ② 企業債は、起債対象となる建設改良費の50%に充当
償還期間は40年（10年債は3回の借換えを行う）、金利は1.5%を見込む
※一部の借換えを抑制し、償還を早める等の財政上の工夫を実施

■支出

- ① 施設整備費は、長期施設整備の見通しに基づき試算
- ② スマートメータは、実証実験の経費のほか、
普及に伴うコストダウン等を見込み試算（2040年代は15億円/年）
スマートメータ以外のICT経費は、15億円/年を見込む
- ③ 需要の減少、ICTの活用、業務移転等による経費縮減を見込む
〔 2020年代△1.5億円/年、2030年代△2.5億円/年、2040年代△50億円/年、
2050年代△100億円/年 〕

その他は、2019年度見積額を基本として試算（物価変動は見込まない）

長期財政収支の見通し

・パターン1 シミュレーション結果 (財政収支表)

① 浄水場の更新期間は60年

② 配水管は、小管を約280km/年、本管を約36km/年(2052年度以降は約13km/年)で更新

(単位 億円、税抜)

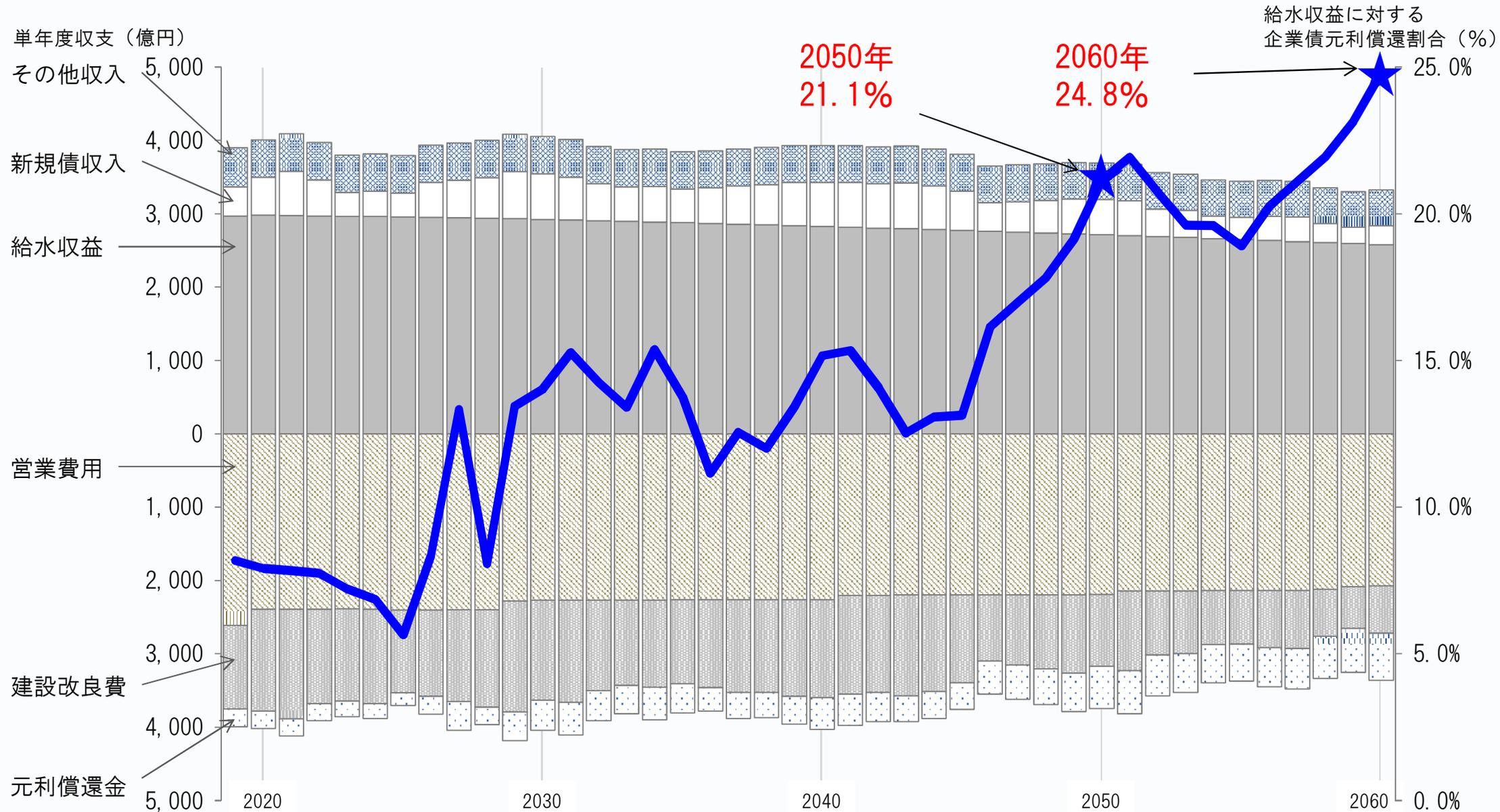
		2020	2021~2030	2031~2040	2040	2041~2050	2050	2051~2060	2060
収入	給水収益	(2,981)	29,514 (2,951)	28,730 (2,873)	(2,828)	27,670 (2,767)	(2,716)	26,419 (2,642)	(2,579)
	企業債	(518)	4,903 (490)	5,234 (523)	(596)	5,168 (517)	(477)	3,232 (323)	(262)
	その他収入	(507)	5,106 (511)	5,091 (509)	(506)	5,018 (502)	(498)	4,909 (491)	(485)
	計	(4,006)	39,523 (3,952)	39,055 (3,906)	(3,930)	37,856 (3,786)	(3,691)	34,560 (3,456)	(3,326)
支出	営業費用	(2,394)	23,721 (2,372)	22,646 (2,265)	(2,262)	21,974 (2,197)	(2,194)	21,254 (2,125)	(2,071)
	建設改良費	(1,387)	13,082 (1,308)	12,493 (1,249)	(1,336)	11,480 (1,148)	(978)	7,710 (771)	(649)
	元利償還金	(236)	2,726 (273)	3,918 (392)	(429)	4,402 (440)	(574)	5,597 (560)	(640)
	計	(4,017)	39,529 (3,953)	39,057 (3,906)	(4,027)	37,856 (3,786)	(3,746)	34,561 (3,456)	(3,360)

	2020	2030	2040	2050	2060
収支過不足額	△ 11	13	△ 97	△ 55	△ 34
累積収支過不足額	9	3	1	1	0
給水収益に対する 企業債元利償還割合	7.9%	14.0%	15.2%	21.1%	24.8%

注1 表中の()内は、期間中の年平均
 注2 企業債及び元利償還金は、借換分を除く
 注3 建設改良費は、大規模浄水場更新積立金の取崩額を除いた額

長期財政収支の見通し

・パターン1 シミュレーション結果 (財政収支の推移イメージ)



長期財政収支の見通し

・パターン2 シミュレーション結果 (財政収支表)

- ① 浄水場の更新期間は90年
- ② 配水管は、小管を約280km/年、本管を約22km/年で更新

(単位 億円、税抜)

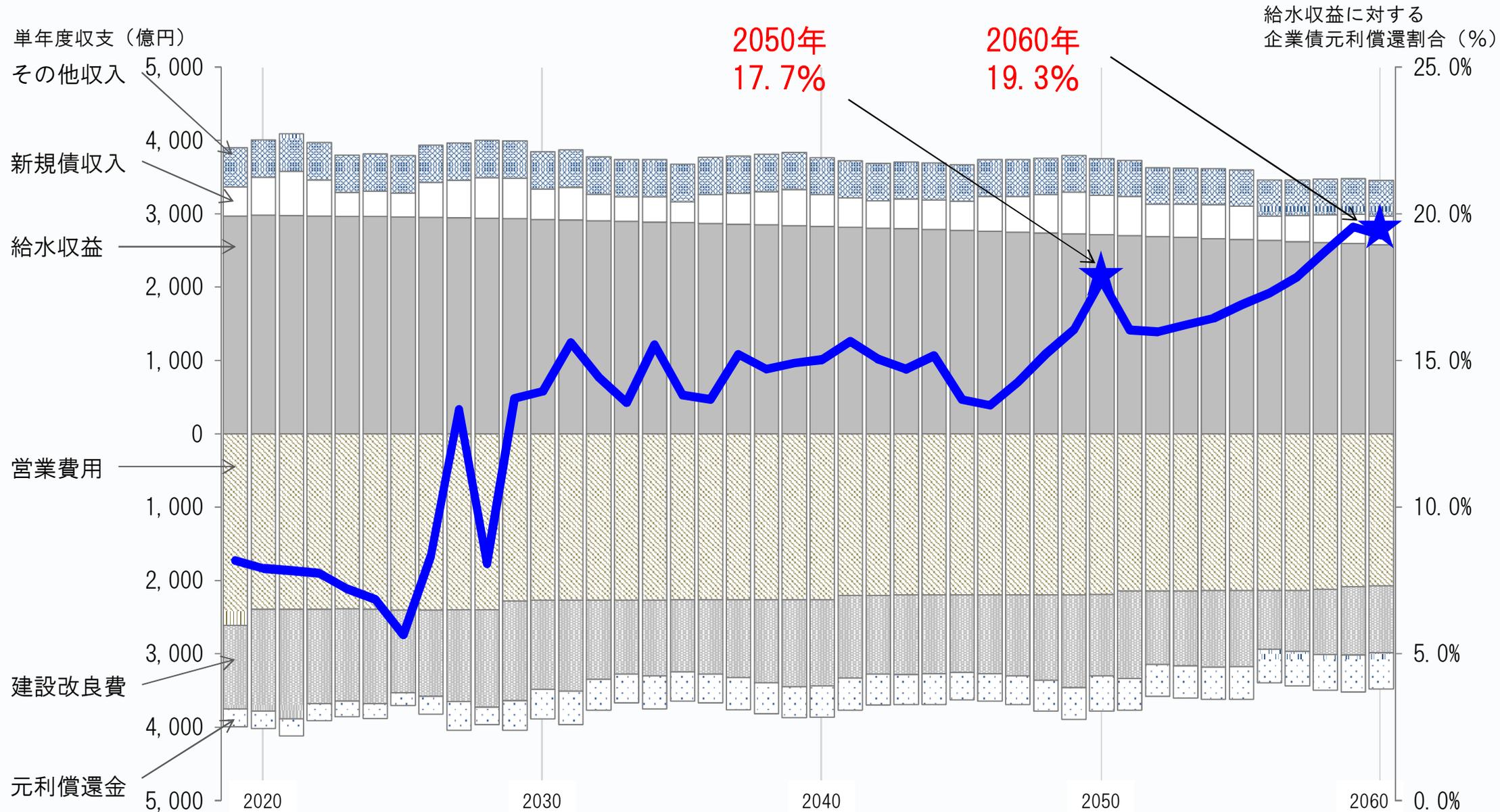
		2020	2021~2030	2031~2040	2040	2041~2050	2050	2051~2060	2060
収入	給水収益	(2,981)	29,514 (2,951)	28,730 (2,873)	(2,828)	27,670 (2,767)	(2,716)	26,419 (2,642)	(2,579)
	企業債	(518)	4,603 (460)	3,955 (396)	(432)	4,579 (458)	(541)	4,191 (419)	(390)
	その他収入	(507)	5,106 (511)	5,091 (509)	(506)	5,018 (502)	(498)	4,909 (491)	(485)
	計	(4,006)	39,223 (3,922)	37,776 (3,778)	(3,766)	37,267 (3,727)	(3,755)	35,519 (3,552)	(3,454)
支出	営業費用	(2,394)	23,721 (2,372)	22,646 (2,265)	(2,262)	21,974 (2,197)	(2,194)	21,254 (2,125)	(2,071)
	建設改良費	(1,387)	12,778 (1,278)	10,920 (1,092)	(1,175)	11,119 (1,112)	(1,106)	9,667 (967)	(913)
	元利償還金	(236)	2,732 (273)	4,208 (421)	(425)	4,176 (418)	(482)	4,599 (460)	(497)
	計	(4,017)	39,231 (3,923)	37,774 (3,777)	(3,862)	37,269 (3,727)	(3,782)	35,520 (3,552)	(3,481)

	2020	2030	2040	2050	2060
収支過不足額	△ 11	△ 43	△ 96	△ 27	△ 27
累積収支過不足額	9	1	3	1	0
給水収益に対する 企業債元利償還割合	7.9%	14.0%	15.0%	17.7%	19.3%

- 注1 表中の()内は、期間中の年平均
- 注2 企業債及び元利償還金は、借換分を除く
- 注3 建設改良費は、大規模浄水場更新積立金の取崩額を除いた額

長期財政収支の見通し

・パターン2 シミュレーション結果 (財政収支の推移イメージ)



長期財政収支の見通し

・ 長期財政収支見通しのまとめ

料金収入が2060年代で約13%減収が見込まれる中

- ・ 浄水場の更新や多摩水道の再構築を90年で平準化して整備
- ・ 配水管の更新を2029年度以降は、約300km/年で計画的に実施
(小管約280km、本管約22km)
- ・ 監理団体への計画的な業務移転など効率的な運営体制の整備
- ・ 企業債を柔軟に活用



財政収支のシミュレーションはパターン2が適当

経営戦略の概要等

○「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付通知)の概要

1. 基本的な考え方

- 平成21年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取組は、予定どおり平成25年度末で一区切り。
- 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も、不断の経営健全化等が必要。
(事業の意義・必要性がない場合には廃止し、採算性に応じて民営化・民間譲渡等を検討。)
- 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。
- 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。

2. 計画的経営の推進 ～「経営戦略」の策定～

- ・ 将来にわたり事業を安定的に継続するため、「経営戦略」を企業ごとに策定し、これに基づく計画的な経営が必要。〈期間:10年以上を基本〉

(「経営戦略」の主な内容)

- ・ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの
 - ・ 「投資試算」(施設・設備投資の見通し)、「財源試算」(財源の見通し)等で構成される「投資・財政計画(収支計画)」
 - ・ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP/PFIをはじめとする民間的経営手法の導入や事業の広域化等の取組、財源面の見直しを検討
 - ・ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取組を検討
 - ・ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等
- ※3～5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う

3. 公営企業の経営に係る事業別の留意事項

「経営戦略」の策定等に当たっての、水道事業、下水道事業をはじめとする事業ごとの留意点。

4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項

5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項

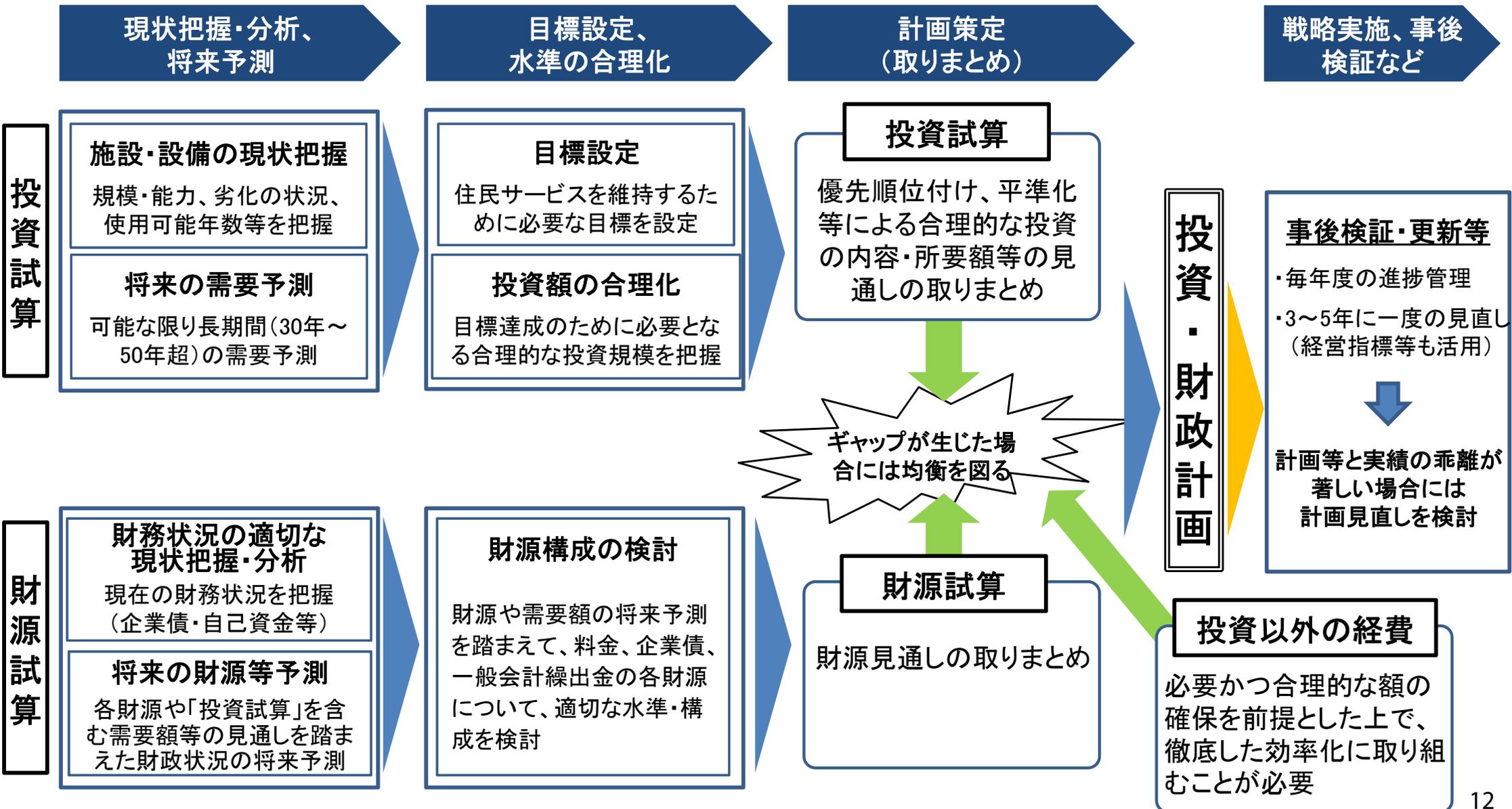
地方債同意等基準に定める「資金不足等解消計画」や、健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定する「経営健全化計画」は、「経営戦略」の考え方等を基本として策定。

6. その他

- ・ 市町村の公営企業に対する都道府県の支援、消費税の適正な転嫁、「インフラ長寿命化基本計画」等との関係等を記載。
- ・ 総務省においては、必要な支援を継続的に行っていく予定。

「投資・財政計画」(収支計画)策定までの流れ①

「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画。



「投資・財政計画」策定までの流れ②(投資試算等と財源試算の整合性検証)

- 「投資試算」等の支出と「財源試算」にギャップがある場合には、以下のようにギャップ解消に取り組むことが必要。
- 投資以外の経費について、必要かつ合理的な額の確保を前提とした上で、更なる効率化に取り組むことが必要。

投資試算の再検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 予防保全型維持管理を含む適切な維持管理による長寿命化
- 過剰投資・重複投資の精査
- 新たな知見や新技術の導入
- 優先順位が低い事業の先送り、取りやめ
- 民間資金・ノウハウ等の活用(PPP/PFIの導入等)
- 広域化の推進 等

財源試算の再検討

- 内部留保額の見直し
- 料金の見直し 等

両面から
均衡点を探る

取組を反映

投資以外の経費の効率化

給与・定員の見直し、広域化の推進、民間のノウハウの活用(指定管理、民間委託等)、ICTの活用等による更なる効率化

<留意点>

地域の現状や将来像を踏まえた検討、公営企業の技術担当部局や一般会計の企画・財政担当部局をはじめとする地方公共団体全体の関係部局との連携、議会・住民への十分な説明等が必要。

水道事業の現状と課題

1. 水道は住民生活に必要不可欠なライフライン
2. 経営環境が急速に悪化することが想定される
 - ・急速な人口減少に伴う有収水量(※)の大幅な減少と施設利用率の低下
 ≪2065年の需要水量はピーク時より約4割減少
 - ・老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大
 ≪H28年度の管路更新率は0.75%にとどまり、管路経年化率は14.8%となり上昇傾向
3. 専門人材の確保等の組織体制の強化も課題

※料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量

持続的な経営を確保するための基本的な考え方

- 中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を推進

＜適切なアセットマネジメントに基づく更新＞

中長期の視点に立った需要と供給体制の見通しを踏まえた上で、適切なアセットマネジメントによるトータルコストの縮減や更新需要の平準化を図り、着実な更新を行うこと

＜料金収入の確保＞

人口減少に伴う料金収入の大幅な減少が懸念される中、更新需要の増大も踏まえ、計画的な料金水準の見直しを行うこと

＜広域化、民間活用、ICTの利活用等の推進＞

中長期の収支均衡、収支改善を図るため、広域化、民間活用、ICTの利活用等に取り組むこと

今後の具体的な取組方策

1. 「広域化推進プラン」による広域化の推進

- 市町村の区域を越える広域化は、幅広い効果を期待できるため、多様な取組を推進する必要(広域化の効果)
 - ・経営統合は、経営資源を一元的に管理し、経営基盤を強化する効果が最も期待できる
 - ・経営統合が実現しにくい地域においても、施設の共同設置や管理の一体化等の部分的な広域化により、コスト削減や専門人材の確保等の効果が期待できる
- 都道府県を中心とした計画的な取組が重要であることから、都道府県による「広域化推進プラン」の策定を進めるべきであり、国においても、策定を促していく必要

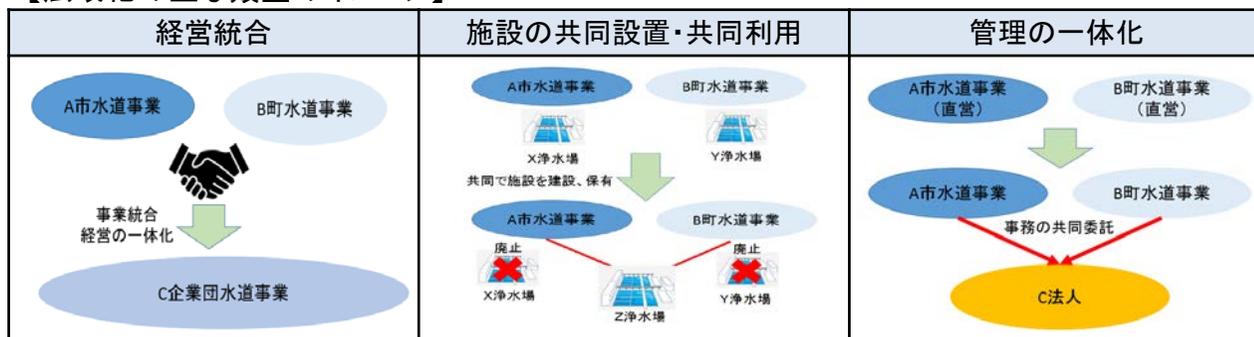
「広域化推進プラン」: 広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画

- 国においても、広域化に係る財政措置の拡充を検討すべき

2. 適切なアセットマネジメントに基づく着実な更新投資の促進

- 住民生活に必要不可欠なライフラインであり、大規模な資産を有する水道事業においては、中長期的な視点に立った適切な維持・更新が極めて重要
- 各団体において、アセットマネジメントの導入を進めるとともに、その水準を引き上げる必要があり、国においても、対策を講じる必要
- すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、経営条件が厳しく、更新投資が進んでいない団体においても、着実な更新投資を進める必要
- 国においても、このような経営条件の厳しい団体における更新投資に係る財政措置について検討すべき

【広域化の主な類型のイメージ】



2. 適切な資産管理の推進(第22条の2、第22条の3、第22条の4)

現状・課題

- 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕を行うことが必要。
- また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新(耐震化を含む。)が必要。
- また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

改正法

- 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。(第22条の2)
- 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。(第22条の3)
- 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。(第22条の4)

水道施設の計画的な更新等

水道施設の計画的な更新

- 長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設を計画的に更新

収支の見通しの作成

- 30年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算
- 試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握した上で水道施設の新設及び改造の需要を算出し、費用の平準化、水道施設の規模及び配置の適正化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮

収支の見通しの公表

- 収支の見通しについて、10年以上を基準とした合理的な期間について公表

収支の見通しの見直し

- 収支の見通しを作成・公表した時は、概ね3年から5年ごとに見直す

基本方針について

○ 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。

(改正後の法第5条の2第1項)

厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

○ 都道府県は、水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、水道の基盤の強化に関する計画(「水道基盤強化計画」)を定めることができることとする。

(水道基盤強化計画に定める事項)

- ①計画区域 ②基盤強化に関する基本的事項 ③計画期間
- ④計画区域内における水道の現況及び基盤強化の目標
- ⑤都道府県・市町村・水道事業者等が講ずべき措置
- ⑥計画区域における水道事業者等との広域連携の対象となる区域(連携等推進対象区域)
- ⑦連携等推進対象区域における水道事業者等との連携等に関する事項
- ⑧連携等推進対象区域において水道事業者等との連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

基本方針に定める事項

- ① 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- ② 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- ③ 水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)の健全な経営の確保に関する事項
- ④ 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- ⑤ 水道事業者等との連携等の推進に関する事項
- ⑥ その他水道の基盤の強化に関する重要事項

2060年までの東京の人口・世帯数予測について

平成31年4月19日
政策企画局

予測の趣旨

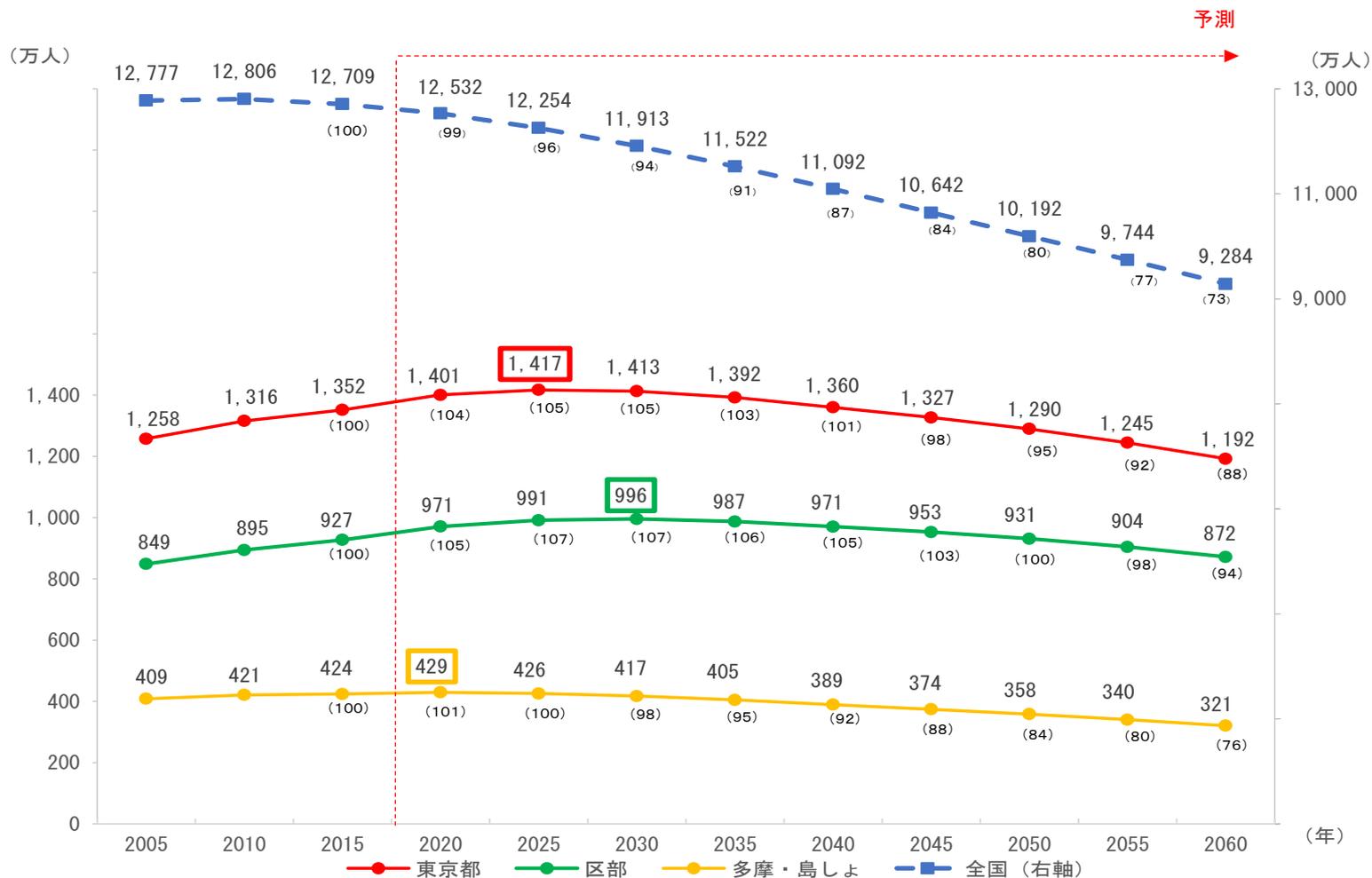
- 将来想定されうる**人口**や**世帯数**の推移を長期的に把握
- 2015年国勢調査をベースに東京都、区部、多摩・島しょ別に2060年まで予測
 - ※ 2040年までの推計は、「東京都世帯数の予測（東京都総務局 2019年3月）」による。それ以降は政策企画局による推計
- 新たな長期計画（仮称）策定のベースにするとともに、都の政策立案や事業実施などの基礎データとして活用

予測結果の概要

- 東京都の総人口（2015年 1,352万人）は、2025年1,417万人でピークを迎え、以後減少し、2060年には1,192万人へ
 - 2018年の推計と比較し、ピーク年は変わらないものの総人口が上方修正（約9万人増）
 - 区部は2030年、多摩・島しょ部は2020年と、人口のピーク時が異なる
 - 『社会増の縮小』と『自然減の拡大』により、2025年以降、人口減少過程に入る
 - 年少人口は2020年、生産年齢人口は2025年まで増加し、以後減少へ老年人口は2015年の307万人（高齢化率22.7%）から、2050年に399万人（同31.0%）へ増加
- 東京都の世帯数（2015年 669万世帯）は、2035年に724万世帯でピークを迎え、以後減少し、2060年は643万世帯へ
 - 単独世帯の割合は2035年に初めて50%を超える見通し
 - 高齢世帯（世帯主が65歳以上の世帯）数は、2050年の265万世帯まで増加傾向で推移

全国と東京都（区部、多摩・島しょ）の人口の推移

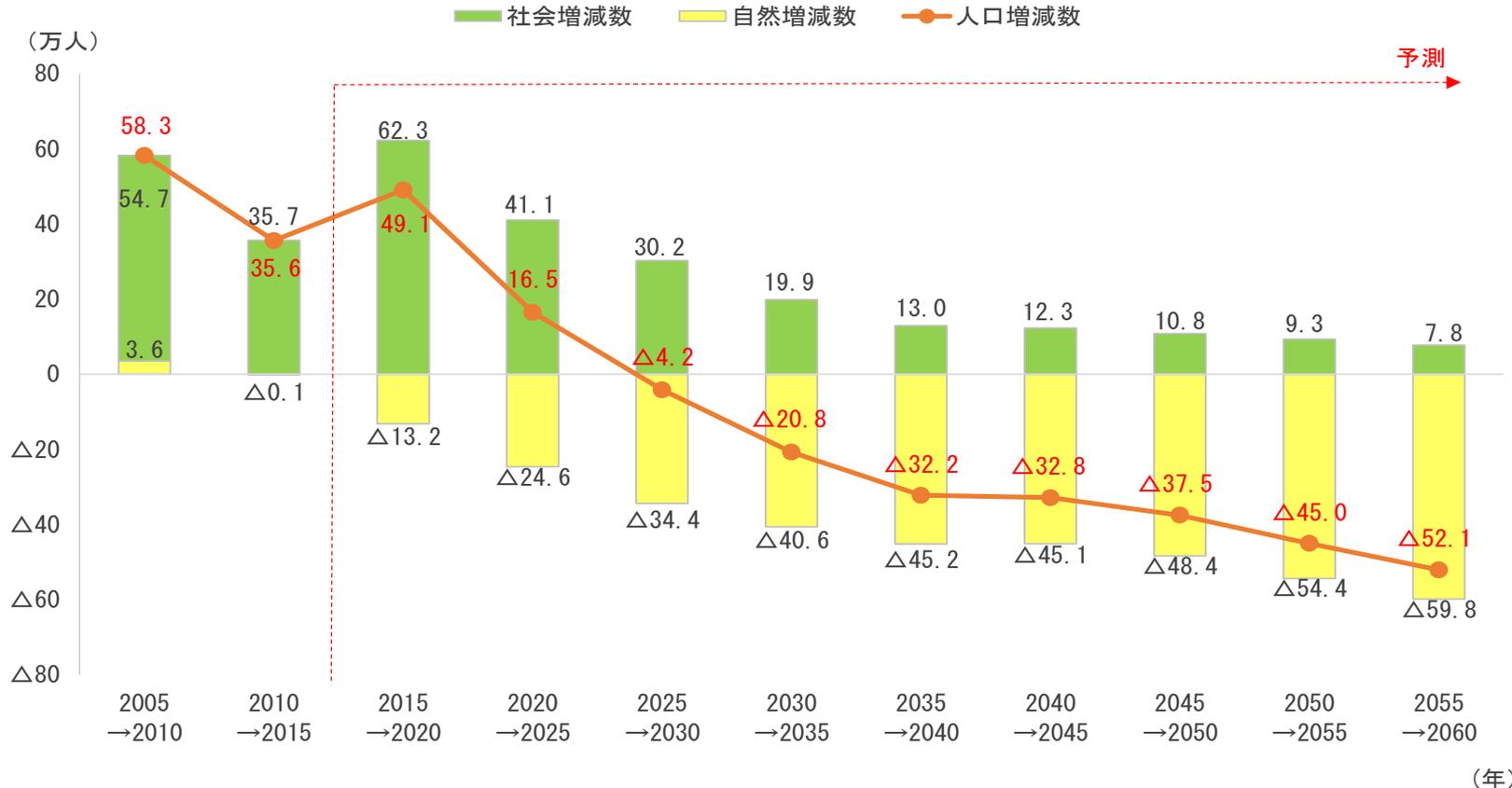
- 全国の人口が減少する中(2008年以降)、東京都の人口は増加を続け2025年1,417万人でピーク
- 東京都の人口は2060年1,192万人となり、2015年と比較し、12%減少
- 区部は2030年996万人、多摩・島しょは2020年429万人でピークを迎え、以後減少へ



※括弧内の数値は2015年値を100とした場合の指数

東京都の要因別人口増減の推移

『社会増の縮小(≒東京への転入者減)』と『自然増の拡大(≒死亡数>出生数)』により、2025年以降人口減少過程に入る

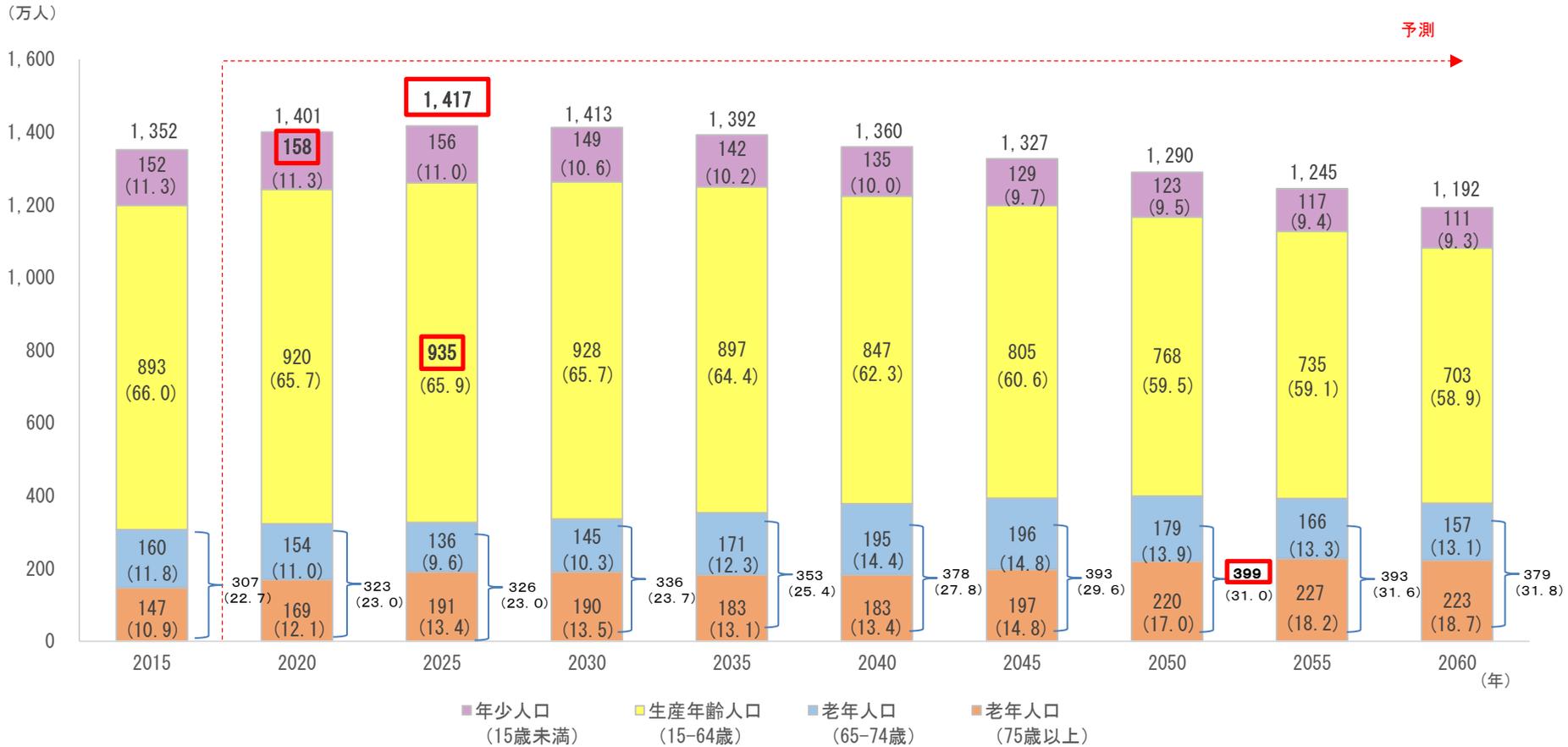


○ 社会増減数 ⇒ 全国的に人口減少が進むことから、今後都内への転入者数は減少し、社会増は縮小

○ 自然増減数 ⇒ 2025年に団塊の世代が75歳以上、さらに2050年に団塊ジュニア世代が75歳以上となることで高齢層の死亡が増大し、自然増が拡大

東京都の年齢階級別人口の推移

- 年少人口は2020年、生産年齢人口は2025年まで増加し、以後減少へ
- 老年人口は2015年：307万人 ⇒ 2050年：399万人へ増加
(高齢化率22.7%) (高齢化率31.0%)



「新たな長期計画（仮称）」策定に向けて

都は、2016 年 12 月に策定した「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～」（以下「実行プラン」という。）に基づき、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の 3 つのシティの実現に向け、様々な政策を積極的に展開している。

一方で、2025 年以降の人口減少や更なる少子高齢化といった社会構造の変化、激化する国際都市間の競争、気候変動や想定を超えた自然災害など、都は厳しい環境に直面している。加えて、今般の地方法人課税のいわゆる「偏在是正」措置等の影響により、都財政は楽観できない状況が見込まれる。

こうした中であって、東京が首都として、日本の発展を牽引していくためには、これまで実行プランで取り組んできた政策のバージョンアップや都民ニーズに応じた新たな取組を積極的に展開し、国際的な都市間競争を勝ち抜き成長を続ける都市を実現しなければならない。

また、本年のラグビーワールドカップや、来年の東京 2020 大会を通じて生み出されるハード・ソフト両面のレガシーを更に発展させることで、都民が安心して豊かに暮らせる成熟した都市としていく必要がある。

こうした考えの下、東京 2020 大会を跳躍台として、東京の発展の原動力である「人」に焦点を当て、3 つのシティを更に進化させるため、未来を見据えた長期的な視点に立って、東京の進むべき道を示す「新たな長期計画（仮称）」を策定する。

ついで、下記のとおり、全庁的な検討体制を整え、これまでの政策課題の洗い出しや、目指すべき将来の東京の姿について議論を開始し、本年 8 月を目途に論点整理を行うこととする。

記

1 長期計画の基本的考え方

(1) 2030 年までの政策目標及び政策展開を定める。その際、バックキャス

ト*の視点も取り入れて、2040 年代を念頭に東京の姿を議論し、2030 年の東京の将来像とそれに向けた具体的な政策目標等を設定する。

※バックキャスト

理想的な未来像を想定し、現在からそこに至る道筋を定めること。

- (2) 将来の財政収支の健全性の観点からも検討を進め、持続可能な都市東京の姿を明らかにする。
- (3) 都民や区市町村、外部有識者等、様々な方から幅広く意見を聴取し、政策目標等に反映させることで、東京の総力を結集した計画とする。

2 検討を進めるための体制

- (1) 長期計画策定会議
知事及び副知事並びに関係局長からなる庁内検討組織として、長期計画策定会議を設け、将来の東京の姿等について議論を行う。
- (2) 長期計画策定会議幹事会
長期計画策定会議で議論を充実させるため、策定会議の下に、幹事会を設け、具体的な検討や調整を行う。

3 検討の進め方

- (1) 長期計画策定会議や各局と政策企画局との意見交換を通じて、実行プランや各種計画等における取組の成果や政策目標の到達状況の整理、今後に向けた課題の洗い出しを行うとともに、目指すべき将来の東京の姿を見据えた議論を行い、8 月を目途に長期計画の策定に向けた論点を整理すること。
- (2) 各局において議論する際には、東京の未来を担う若手職員をはじめとする局内職員の積極的な提案を促し、局を挙げて十分な検討を行うこと。
- (3) 戦略政策課題をはじめとする組織横断的な取組や、全国との「共存共栄」に向けた取組を積極的に検討すること。
- (4) 国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」など世界基準からの視点や、国際競争力強化プロジェクトを通じた海外の先進事例の活用など、幅広い観点から議論を進めること。
- (5) 各局が所管する審議会や懇談会等における意見も積極的に取り入れること。
- (6) 論点整理後の進め方については、別途 7 月を目途に方針を示すこととする。

「未来の東京」への論点

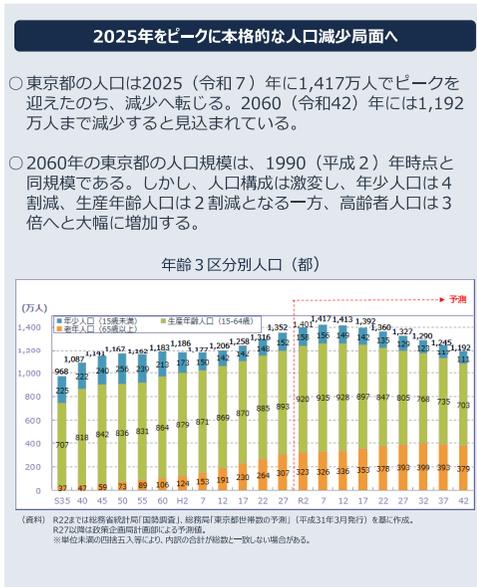
～今、なすべき未来への投資とは～



令和元（2019）年8月
東京都

① 少子高齢化や人口減少が継続すれば、生産力や都市の活力に大きな影響を与える

- 東京都の人口は2025年をピークに減少し、東京は本格的な人口減少時代に入ります。
- 区部は2030年、多摩・島しょ部は2020年から減少局面に転じる。
- 少子化の進行により、将来の担い手は確実に不足。高齢化の一層の進展に伴い、介護・医療施設が不足し、社会保障費が大幅に増加。
- 人口減少の急激な進行は、労働力不足や生産活動の停滞、個人消費の減少など、社会経済活動を減退させる恐れがある。



⑤ 世界的な気候変動は、自然災害の頻発など東京の生活に多大な影響を及ぼす

- 近年、顕著となっている気候変動は、温室効果ガスの影響が大きいと指摘されている。
- パリ協定では、平均気温の上昇を「産業革命前から2℃より十分に低く、1.5℃に抑える努力を追求」する世界共通の目標を記載。
- エネルギー消費に加え、プラスチックなどの資源を製造・流通・廃棄する段階でも多くのCO₂が排出される。
- 東京都はエネルギー・資源を大量消費する大都市の責務として、2050年CO₂実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京の実現に向けて、国に先駆けた取組を進めている。
- このような取組を加速していかなければ、自然災害の激甚化だけでなく、生態系や都市機能、人間の身体機能に深刻な影響をもたらす。



少子高齢化や人口減少が継続すれば、生産力や都市の活力に大きな影響を与える

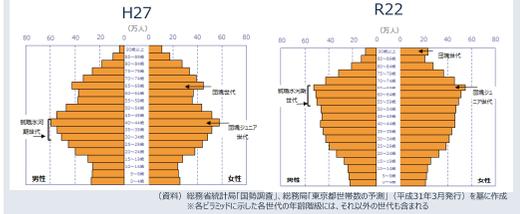
2040年には全世帯の過半数が一人暮らしに

- 2040（令和22）年には全世帯の半分が一人暮らし（単独世帯）、また、高齢者世帯の45%が一人暮らしとなる。
- 1990年に3分の1を超えていた夫婦と子供の世帯の割合は、2060年には2割を割り込む。



2040年に団塊ジュニア世代が高齢者のボリュームゾーンになる

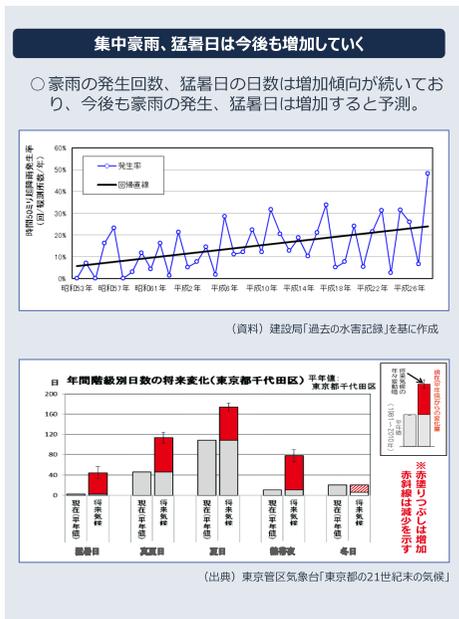
- 2040年には、団塊ジュニア世代が高齢者となる。また、いわゆる「就職氷河期世代」も高齢期を迎える。



東京への人口流入が今後、減少していく

- 自然減が拡大する一方、社会増は縮小していく。2025年以降自然減が社会増を上回り、東京の人口減少が本格化する。





自然災害の激甚化、生態系の変化、都市生活の維持に深刻な影響

○世界的に気温上昇、海水面積の減少、海水温や海面の上昇、熱帯低気圧の強大化が進行している。

○豪雨災害、河川氾濫、土砂災害、高潮の頻発などによる被害の拡大・激甚化が見込まれる。

(写真提供 広島県防衛課) (写真提供 気象庁)

○熱中症の増加、ヒートアイランドの更なる悪化など、都市生活の維持が困難となる恐れが高い。

○気温上昇などによる、栽培適地の変化、品質低下、漁獲量や時期の変動など、農林水産業への影響が懸念される。

(出典) 農林水産省「平成27年地球温暖化影響調査レポート」

南海トラフ巨大地震では、島しょ部に最大30m超の津波が

○南海トラフ巨大地震では、島しょ部に最大30m超の津波が発生。死者約1,800人と想定。

(出典) 総務局「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」

島しょ部の火山や富士山の噴火のリスク

○島しょ部の火山噴火に対する備えが必要。

○富士山は有史以降10回の噴火が確認されている。噴火した場合、降灰を中心に首都圏に甚大な被害を及ぼすことは免れない。

(出典) 内閣府「富士山火山広域防災対策基本方針」

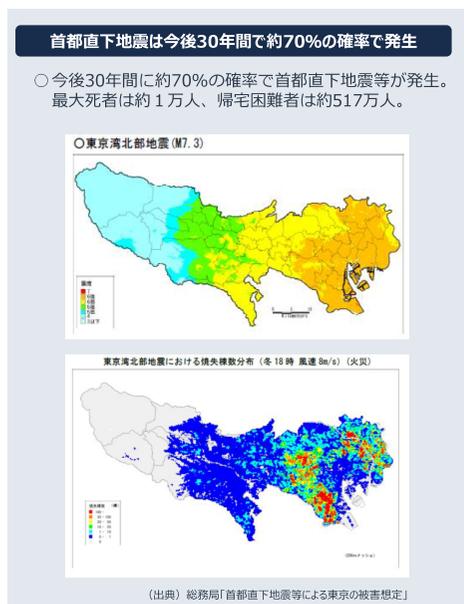
平成30年間で多くの地震・火山災害等が発生している

昭和	61年	伊豆大島(三原山)噴火	
平成	2年	雲仙・普賢岳噴火(死者・行方不明者 43人)	
5年	北海道南西沖地震(死者・行方不明者 226人)		阪神・淡路大震災(写真提供) 神戸市
7年	阪神・淡路大震災(死者・行方不明者 6,437人)		三宅島噴火
12年	有珠山噴火 三宅島噴火 新島・神津島周辺で群発地震活動		
16年	新潟県中越地震(死者・行方不明者 68人)		新潟県中越地震
19年	新潟県中越沖地震(死者 15人)		
20年	岩手・宮城内陸地震(死者・行方不明者 23人)		東日本大震災
23年	東日本大震災(死者・行方不明者 約2万人)		東日本大震災
25年	伊豆大島土砂災害(死者・行方不明者 39人)		
26年	御嶽山噴火(死者・行方不明者 63人)		
28年	熊本地震(死者 275人)		
30年	大阪府北部地震(死者 6人) 北海道胆振東部地震(死者 42人)		
令和			

(出典) 内閣府防災情報ホームページほか

③ 近い将来、首都直下地震が東京を襲う可能性が高い中、被害の最小化が課題

- 1923年に発生した関東大震災からまもなく100年が経過。
- 平成の30年間で阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、多くの地震が発生している。
- 今後30年間に約70%の確率でマグニチュード7クラスの首都直下地震等が発生し、約1万人の犠牲者が生じると予測されている。
- 帰宅困難者対策や外国人・高齢者をはじめとした要配慮者対応などは、発災時の大きな課題である。
- 加えて、近年激甚化する風水害や火山の噴火についても、東京の抱える大きなリスクである。



将来を見据えた場合の東京の「強み」と「弱み」は何か

<安全安心、都市インフラから見た「強み」と「弱み」>

【強み】世界の都市にはない高い安全性と利便性が存在する

<安全安心>

- ザ・エコノミスト・インテリジェンス・ユニットが公表する「Safe Cities Index 2017(世界の都市安全指数ランキング2017)」において1位を獲得するなど、**世界に誇る治安の良さ**をはじめ、**都市の安全性が高度に確保**されている。
- 河川護岸や調節池・雨水貯留施設の整備**をはじめ、ハード・ソフト両面から、災害に対する対策を進めてきており、他の大都市と比べ、**災害に対する備え**が着実に行われている。

<都市インフラ>

- 三環状道路の整備や羽田空港の機能強化など、**交通インフラ**が高度に整備されつつある。
- 公共交通機関の正確なオペレーション**により、鉄道などがほぼ時間通りに運行されている。
- リニア開通**により、世界の都市にはない大きな経済圏が誕生し、日本全体の経済発展に大きく貢献できる。

【弱み】都市インフラの機能強化の取組は道半ば

- 首都圏空港の航空需要に対する機能強化**が不十分であり、**国際線直行便就航都市数**が少なく、**ビジネスジェット**の発着枠の確保も課題。**空港へのアクセス**も弱い。
- デジタルインフラ**(5Gネットワーク等)の整備は途上。
- 都市インフラの**長寿命化や効率的な維持管理**における、3次元データ、ドローンなど、**最先端技術の開発**が途上。
- ラッシュ時の混雑対策、洗滞対策やハリアフリー対策**など、快適な都市の実現に向けた取組は道半ば。
- 自然災害発生に伴うリスク。首都直下地震への備えなど、**耐震化対策、不燃化対策**といった取組が課題。
- 人口減少社会の到来により、今後は、**空き家の総量の増加**が見込まれる(平成30年:約81万戸)。市場に流通しない空き家の除却や有効活用が課題になる。
- E C市場の更なる拡大など、物流需要の増加が見込まれる中、**物流機能の強化**に課題

<目指す東京のイメージ例>

08 災害の脅威から都民を守る
強靱で美しい東京

- (例)
- 地震や台風など、自然の脅威に対して、最先端技術の活用や都市施設の整備をはじめ、ハード・ソフトの重層的な備えにより、都民の生命が守られ、**世界一安全安心な都市**になっている。
 - 東京のまちから**電柱が姿を消すとともに、木造住宅密集地域は東京ならではの路地の風情と雰囲気を活かしつつ、安全な街並みとして再生**されている。
 - 東京は、今まで経験のない豪雨に対しても、都民の生命と安全が確保され、**災害ニュースになることがない都市**となっている。



09 犯罪や事故などから都民を守る
安全安心な東京

- (例)
- **犯罪予測や不審者検知などへのA Iの活用**により、犯罪を未然に防ぎ、テロや凶悪犯罪、サイバー犯罪等の脅威から、都民や東京を訪れる人々を守る都市となっている。
 - I C Tの駆使や行政・企業・地域コミュニティなど多様な主体の連携により、地域における身近な犯罪や**交通事故等の脅威は大幅に改善**、誰もが安全安心に暮らせる都市になっている。
 - 東京は安全安心であることが世界の共通認識となり、**東京に対する信頼(トラスト)**が高まり、世界中から人が集う都市となっている。



<目指す東京のイメージ例>

16 水と緑を一層豊かにし、
ゆとりと潤いのある東京

- (例)
- **玉川上水**や、河川等の**清流が復活**し、浄化や自然環境の改善が進んだ**外濠では虫が舞い**、江戸の昔ながらに再生された美しい水と緑が東京を代表するシーンとなっている。
 - **日本橋付近**では、**首都高速道路の地下化**により、**水辺に顔を向けた街並み**となり、豊かな水と緑を楽しむ人々が集うとともに、活発な舟運と相まって、賑わいと憩いの場となっている。
 - **多摩・島しょ地域**では、豊かで美しい水と緑に囲まれた**快適な居住環境**が保たれている。**固有の生態系を有する自然**が東京の財産として後世まで引き継がれるよう、手を入れて大切に守られており、親しみ深い地域となっている。



17 ゼロエミッションが実現された東京

- (例)
- **再生可能エネルギーを主力電源とした住宅や事業所、ZEVの普及、CO₂を回収・利用・貯留する技術などイノベーション**の発展により、2050年までに、都内のCO₂排出量は、**実質ゼロを実現している**。
 - ライフスタイルの転換やイノベーションの普及により、プラスチック等の3 Rや食品ロス削減などが進み、CO₂実質ゼロに貢献する**持続可能な資源利用が実現している**。
 - 気候変動への対処や適応力の強化により、豪雨や猛暑の影響は減少し、東京の美しい水や緑、そして空気は将来世代に引き継がれている。また、**美しい東京は、世界中の人々を惹きつけ**、国内外から人々が集まってきた。



安全安心な東京 ～セーフシティ～

10 世界最高の交通ネットワークが
構築された便利で快適な東京

- (例)
- **世界最高の道路と鉄道のネットワーク**が構築され、人やモノの流れが最適化されている。まちなかでは、自動運転による**スマートモビリティ**が往来する中で、人々がまち歩きを安全かつ自由に楽しんでいる。
 - **リニア中央新幹線**の開通により、他圏域との劇的な時間短縮が実現し、東京が**国内と世界の多様な人材や先端研究機関等とを繋ぐゲートウェイ**となっている。
 - 首都圏空港は旺盛な航空需要に十分対応している。羽田空港では、環境に配慮しながら、処理能力が拡大し、**ビジネスジェットの発着枠**も十分確保できている。



11 高度な都市機能の維持・更新により
進化を続ける東京

- (例)
- 都心やベイエリア等、都内各地で次々と都市機能の更新が行われ、常に**最新の都市に生まれ変わり**、便利で快適な都市となっている。
 - **都市インフラの長寿命化**や更新等が最新技術を活用して計画的に行われており、高い安全性を備えた東京のインフラは、**巨大都市の経済活動を24時間365日支え続けている**。
 - **コンパクトシティへの転換**が進む地域では、駅周辺で働き暮らせるまちになっており、まちなかに点在する空き家などは、店舗やコミュニティスペース等、地域のニーズに合わせて有効に活用されている。



課題15
首都直下地震等に耐えられる「強靱な東京」をつくる

○いつ来てもおかしくない地震への備えは、いまだ道半ばである。いかにして無電柱化、不燃化、耐震化などの取組を加速し、強靱な東京をつくり上げるか。

- ・ 無電柱化の面的な展開
- ・ 木密不燃化プロジェクトの強化
- ・ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進
- ・ 都市インフラの耐震対策
- ・ 地域防災力の再構築
- ・ 家庭や企業での備蓄、災害への備えの徹底
- ・ 帰宅困難者対策
- ・ 外国人への対応（防災時のケア、情報発信）
- ・ 島しょ地域での津波、火山、土砂災害への対策
- ・ サプライチェーンの確保、BCP策定 など

課題16
台風・豪雨による水害への備えを固める

○気候変動の影響等により増加している集中豪雨や台風による大規模水害を想定し、ハードに加え、住民避難などソフトも組み合わせた対策を、どうやって徹底するか。

- ・ 大規模水害の際の避難方策の展開（マイタイムラインの浸透）
- ・ 集中豪雨に対応した調節池や下水道の貯留施設等ハード対策の推進
- ・ 高潮対策の充実・強化 など

課題17
安全安心なまちであり続けるために必要な方策

○世界各地で頻発するテロを踏まえ東京での備えをどう固めるか。
○様々な犯罪や事故など、日常生活における安全安心を確保するには何が必要か。

- ・ 東京2020大会を通じたテロ対策の強化
- ・ A Iを活用した犯罪の未然防止
- ・ サイバーセキュリティ対策の徹底
- ・ 子どもの見守りや安全確保
- ・ 自動運転技術による事故防止
- ・ 高齢運転者の事故防止 など

課題18
世界最高の交通ネットワークを構築する

○交通渋滞や国際便の不足などが東京の弱点の一つ。三環状道路の完成、空港機能の更なる強化など、世界最高の交通ネットワークを構築するために何をすべきか。

- ・三環状道路、区部環状道路、多摩南北道路等の整備推進
- ・渋滞緩和策等の展開（A I を活用した交通マネジメント等）
- ・渋滞のない高質な道路網形成（MaaS、道路空間の有効利用等）
- ・住宅地の安全な道路交通（ラウンドアバウト等の導入）
- ・鉄道ネットワークの更なる充実、混雑解消策の展開
- ・都営交通をはじめとする公共交通の更なる利便性向上
- ・首都圏空港機能の強化（羽田空港の更なる機能強化、横田基地の民間航空利用、空港アクセス強化、ビジネスジェット需要対応）
- ・舟運の活性化
- ・公共交通ネットワークを支える人材の確保 など

課題19
物流機能を強化し、最適な流通ネットワークを構築する

○物流は都民生活の基盤や日本の経済活動を支える社会インフラとして重要な役割を担っている。こうした機能を強化し、最適な流通ネットワークを確保するために何をすべきか。

- ・港湾機能の強化（新たなふ頭の整備、ICTによる効率化等）
- ・物流拠点の強化（西南部物流拠点等）
- ・既存施設の計画的、一体的な機能更新
- ・卸売市場の活性化（ICT活用による効率化、ブランドの構築、自動搬送システムの導入等）
- ・まちづくりと合わせた地区物流の効率化（共同配送、荷捌き施設等）など

課題20
都市機能を維持し、適切に更新を進める

○都市インフラの多くが更新期を迎えつつある中、経済を止めず、またコストを抑えつつ、機能の維持・更新を進めるために何をすべきか。

- ・橋梁、トンネル、河川施設、上下水道、公共施設などの長寿命化・更新
- ・ICTを活用した点検、情報収集
- ・インフラ管理を担う人材の育成、ノウハウの継承
- ・官民連携や自治体との広域連携 など

課題39
戦略的な政策展開を支える強固な組織体制の構築と財政基盤を確保する

○都庁の仕事が変われば、都庁で働く職員に求められる能力も大きく変わっていく。組織のあり方、人事・財務の根本までさかのぼり、大胆な視点から検討すべきではないか。

■組織体制、人事や財務の仕組み・ルールの改革

- ・東京2020大会後の効率的な都庁の執行体制
- ・都庁グループ全体の生産性向上や意思決定の迅速化
- ・新規卒採用や雇用の終身モデルからの脱却が進む中、必要な時期に必要な専門人材を採用（デジタル人材など）
- ・年齢や性別に関係ない適材適所の配置や昇任制度の徹底
- ・テレワークをはじめとした多様なワークスタイルの確立による効率的な働き方の徹底
- ・「Society 5.0」時代の施策展開を支える人材の確保・育成（AIやITなどデジタル人材の確保・育成、政策のイノベーションを生み出す力の育成など）
- ・財務の仕組み・ルールの改革 など

■業務改革

- ・AI等を活用した事務効率化の徹底
- ・都庁のデジタル化の推進による、行政サービスの飛躍的な向上（キャッシュレス化、税務手続のデジタル化等）など

○都税収入の動向や多大な財政需要を長期的に見据えた上で、都が為すべき政策展開の裏付けとなる強固な財政基盤をどう確保していくか。

■財政力

- ・社会保障やインフラの維持更新など、長期的な行政需要の見通しと、それに応えられるだけの強固な財政力を保ち続ける方策
- ・KPIの達成状況など、事業の成果を一層重視した政策のブラッシュアップや予算編成の方策
- ・予算の単年度主義を前提としない、機動的な財政出動 など

変化・変革に対応するため、地方自治法や地方公務員法など、都政の基礎となる制度の見直しもされている。

美しい東京 ～スマートシティ～

課題29
ゼロエミッション東京に向けた大胆な取組を進める

○気候変動への対処は、全世界で取り組むべき課題である。東京は世界の都市の先頭に立って、あらゆる手段を総動員してゼロエミッション都市を実現する必要がある。

- ・再生可能エネルギーの利用促進、RE100への取組
- ・更なる省エネの取組
- ・ZEVの普及
- ・水素社会の実現
- ・廃棄物の3R（Reduce、Reuse、Recycle）
- ・プラスチック対策の推進
- ・食品ロス削減の促進
- ・フロン排出抑制への取組
- ・気候変動適応策
- ・世界に貢献できるイノベーションの活用・誘導 など

課題30
暑さへの対処など気候変動への適応を推進する

○気候変動の影響は、生態系や都市生活に深刻な影響をもたらしつつある。気候変動の適応策をいかにして講じていくべきか。

- ・気候変動適応計画の策定・推進
- ・東京2020大会の暑さ対策をレガシーとして更に発展
- ・遮熱性舗装・保水性舗装の拡充
- ・都市緑化の拡充・街路樹の樹冠拡大
- ・クールスポットの整備
- ・熱中症にかかる救急医療体制の整備
- ・外国人への対応（発症時のケア、情報発信）
- ・農林水産業への対策（ICTの活用、品種改良） など

課題31
水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのあるまちをつくる

○東京の都市としての魅力を更に高めていくために、品格ある都市景観の形成や歴史、文化、水辺を活かした都市の顔づくりなどをどう進めるか。

- ・首都高速道路の老朽化対策と併せた日本橋周辺のまちづくり
- ・玉川上水や河川の清流復活
- ・外濠の水質浄化
- ・河川や公園等の公共空間の有効活用
- ・都市公園・自然公園等の整備拡充、魅力向上
- ・水辺に顔を向けた街並みの形成
- ・潤いや賑わいのある水と緑の空間の創出
- ・舟運の活用 など

課題32
安全でおいしい水の安定供給と良好な水循環を実現する

○将来にわたり安全でおいしい水の供給と良好な水循環のため、水源林の管理から下水処理までを、ハード・ソフト両面から維持するにはどうするべきか。

- ・水源の安定確保
- ・水道水源林の適正な管理
- ・基幹施設（浄水場、給水所、水再生センター等）の再構築
- ・高品質な水や下水の高度処理を更に発展
- ・震災や浸水など様々な脅威への備え
- ・災害発生時の対応
- ・人材育成と技術継承 など

他事業体の経営計画における目標設定状況

- 【項目】 ① 経営計画の名称と計画期間
 ② 経営に関する主要な目標設定
 ③ 企業債発行額と建設改良費に占める割合（2016）
 ④ 給水収益に対する企業債残高割合（2017）

	札幌市	仙台市	東京都	横浜市	川崎市
①	札幌水道ビジョン (2015-2024)	仙台市水道事業中期経営 計画 (2015-2019)	東京水道経営プラン2016 (2016-2020)	横浜水道中期経営計画 (2015-2019)	川崎市上下水道事業中期 計画 (2017-2021)
②	1) 企業債残高の削減： 5年間で▲200億円(▲21%) ※2019年度末残高目標： 790億円以下 2) 自己資本構成比率の改善： 65%→70%以上	1) 有収率の向上 94.1%→94.6% 2) 給水収益に対する企業債 残高：3倍以内 ※2019年度末残高： 671億円(計画値、▲4%) 3) 経常収支比率： 100%以上を維持	1) 料金収入に対する元利償 還割合 2) 料金収入に対する企業債 残高割合 →2014年度を下回る水準 3) 経常収支比率： 100%以上を維持	1) 局資産の有効活用 2) 企業債残高の縮減： 4年間で▲35億円(▲2%) ※2019年度末残高目標： 1,638億円 3) 料金体系の在り方の検討 <small>(参考) 財政運営にあたっては、 毎年度50億円程度の純利益を確保、 2019年末で約30億円累積資金を確 保することを目指す</small>	1) 局資産の有効活用 2) 企業債残高の適正管理： 2017末612億円 →2021末762億円(+25%) ※残高は増高するが、後年度 負担の影響に配慮し、適切な 管理を行う
③	10億円 (5.7%)	50.76億円 (56.3%)	126.82億円 (14.6%)	66.76億円 (29.1%)	52.42億円 (63.0%)
④	205.62%	282.48%	82.88%	241.22%	248.61%

	静岡市	名古屋市	京都市	大阪市	広島市
①	第4次静岡市上下水道事業 中期経営計画 (2019-2022)	上下水道事業中期経営計 画「みずプラン32」 (2016-2020)	京都市上下水道事業中期 経営プラン (2018-2022)	大阪市水道経営戦略 (2018-2027)	広島市水道事業中期経営 計画 (2018-2021)
②	1) 新たな収入の確保 2) 企業債残高の適正管理： 2018末450億円 →2022末502億円(+12%) ※将来の支払利息が過大となら ないよう、残高を適正に管理 3) 財政計画の定期的見直し 4) 適正な債権管理 5) 収納率の向上	1) 収益の確保 ※企業債に関する目標設定 はしていないが、計画期 間で約10億円削減予定 ※2020年度末残高： 854億円(▲10%、計画値)	1) 下水道の大規模更新に 備えた資金の積み立て 2) 企業債残高の縮減： 5年間で▲120億円(▲7%) ※2022年度末残高目標： 1,604億円	1) 企業債残高の縮減： 10年間で▲445億円(▲30%) ※2027年度末残高目標： 1,034億円 2) 有収率の向上 92.2%→94%以上 3) 局資産の転活用 4) 収入率99%を維持	1) 企業債残高の縮減： 4年間で▲3億円(▲0.4%) ※2021年度末残高目標： 725億円 2) 料金収納率： 現行水準97.8%の維持
③	23.4億円 (69.3%)	35億円 (18.3%)	95.7億円 (58.8%)	0円	38.85億円 (56.0%)
④	480.14%	213.81%	611.74%	247.22%	375.77%

第4回 横浜市水道料金等在り方審議会

財政収支見通しと
企業債活用の考え方

平成31年1月11日

横浜市水道局



3 – (8) 企業債の充当率について

- 以降では、建設改良費に対する企業債の充当率を中心に検討してきます。
- これまで横浜市では企業債残高を縮減し、企業債に関する指標は大都市平均を下回っています（スライド31ページ参照）。
- 現在低金利であることも踏まえ、企業債の充当率は現行の35%をベースに、それよりも充当率を増やした40%、50%を追加した3通りで検討していきます。※

財政収支見通し作成の前提条件

前提条件		備考
更新事業費	・ パターンA ・ パターンB	
企業債の充当率	・ 35% ・ 40% ・ 50%	現行の充当率は35%程度

※ その他の収支の前提条件はスライド33ページと同じ。

第4回-41

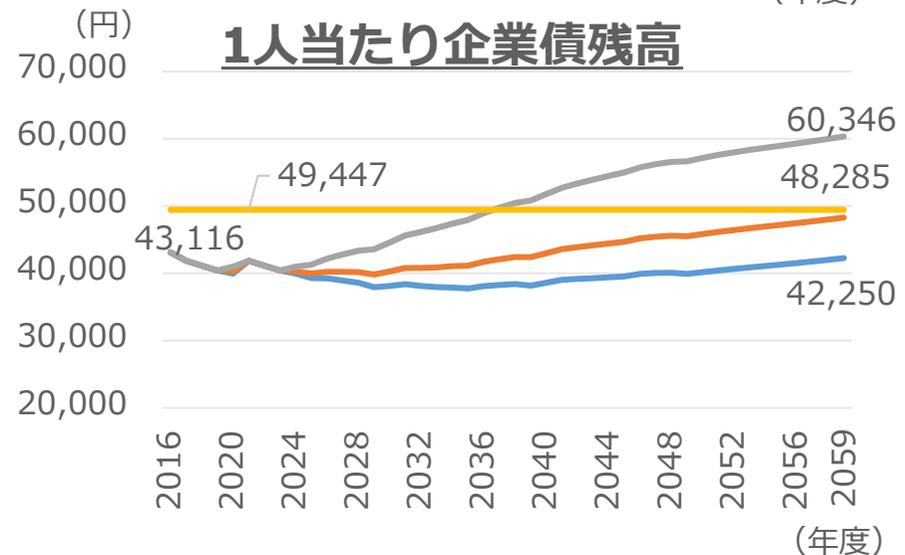
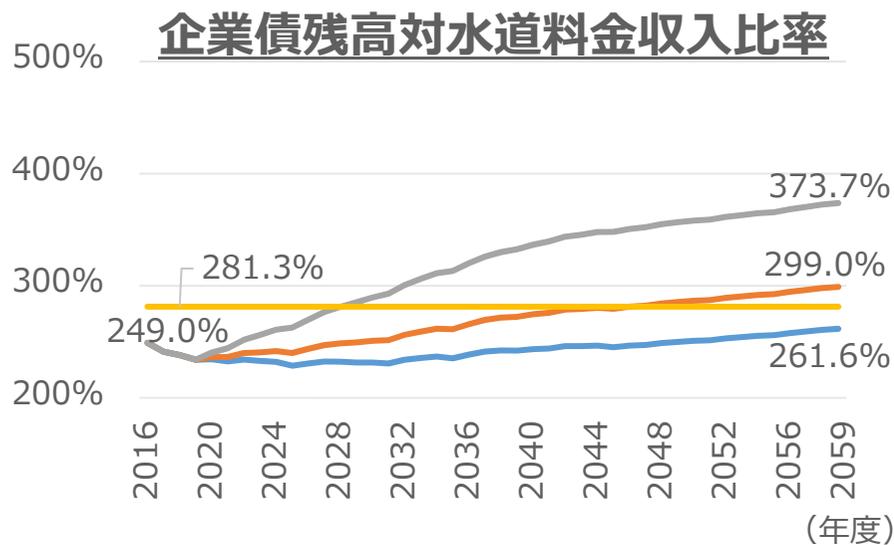
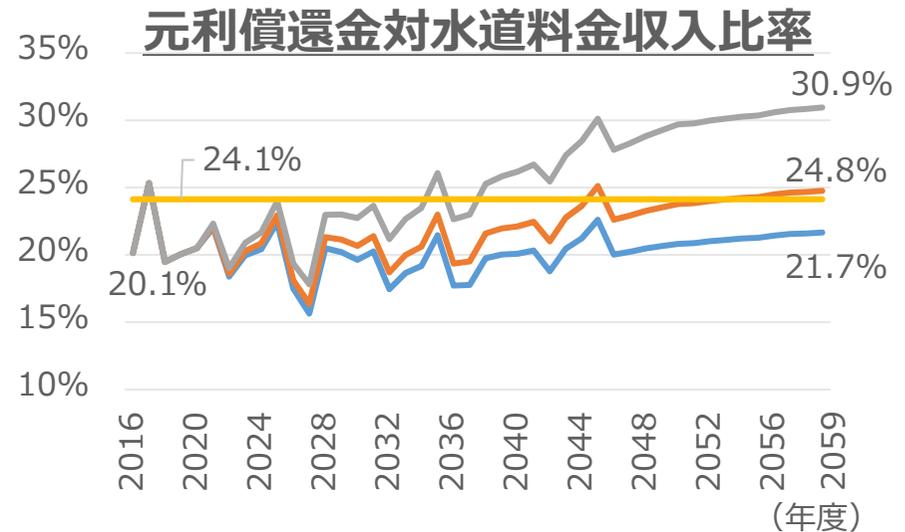
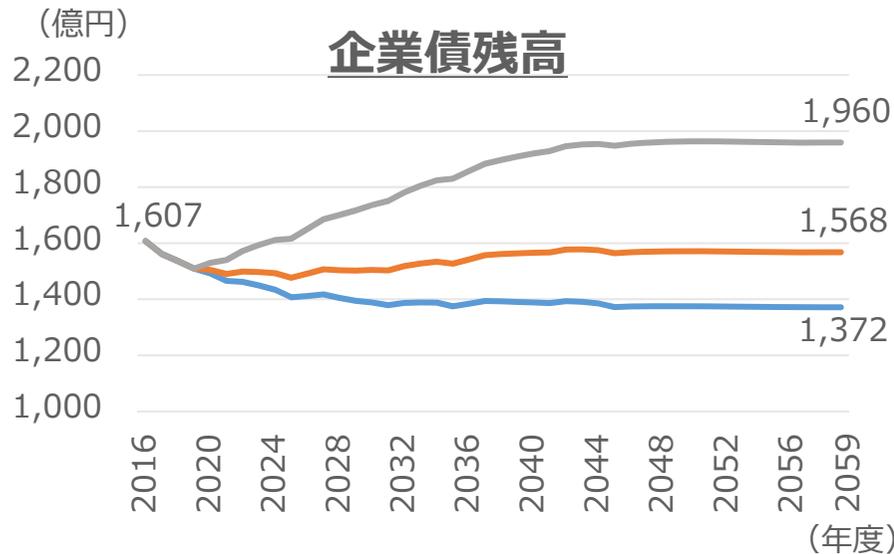
3 - (9) 企業債充当率ごとの40年後の指標 (パターンA)

充当率	資金不足額	資金不足額の水 道料金収入 に対する割合	企業債 残高	指標※		
				元利償還金 対水道料金 収入比率	企業債残高 対水道料金 収入比率	1人当たり 企業債残高
35%	▲4,656 億円	20.2%	1,372 億円	21.7% (▲2.4)	261.6% (▲19.7)	42,250円 (▲7,197円)
大都市平均未満						
40%	▲4,565 億円	19.8%	1,568 億円	24.8% (+0.7)	299.0% (+17.7)	48,285円 (▲1,162円)
ほぼ大都市平均と同程度						
50%	▲4,384 億円	19.1%	1,960 億円	30.9% (+6.8)	373.7% (+92.4)	60,346円 (+10,899円)
大都市平均以上						
2016年度 大都市平均	—	20%程度	—	24.1%	281.3%	49,447円

※ 下段括弧：2016年度の大都市平均との比較

第4回-42

3 - (10) 企業債充当率ごとの指標の推移 (パターンA)



— 35% — 40% — 50% — 2016年度大都市平均

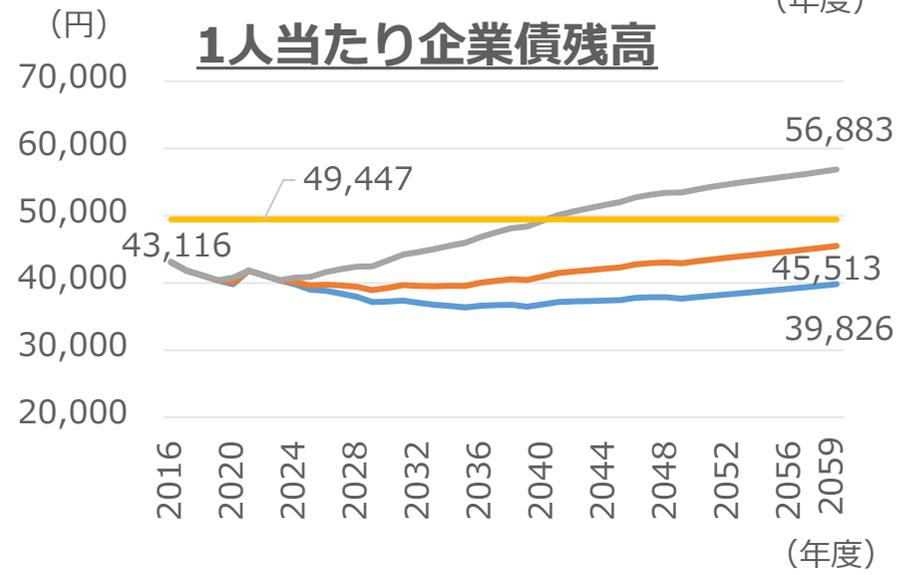
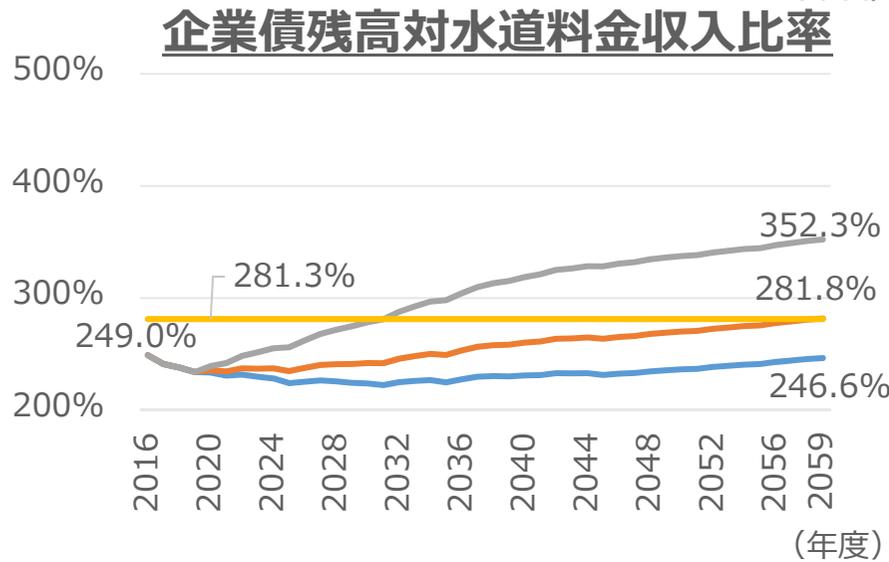
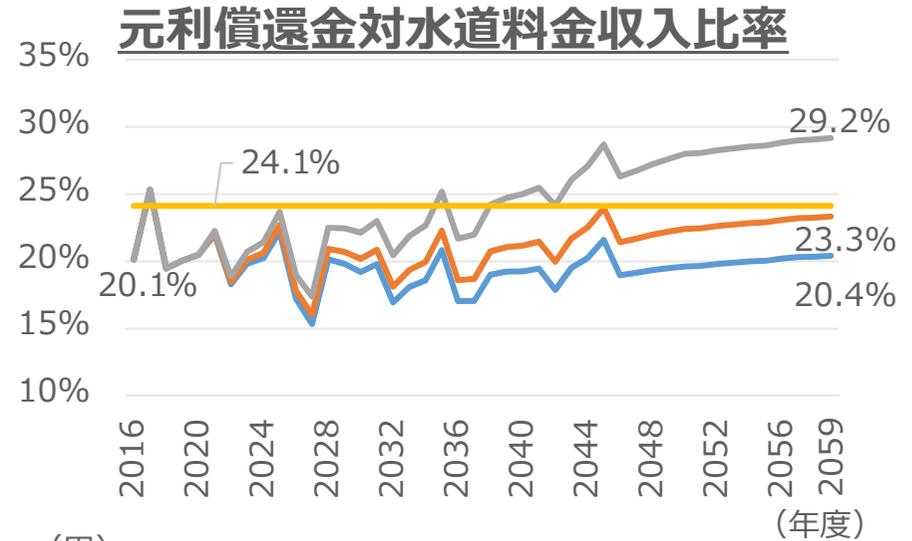
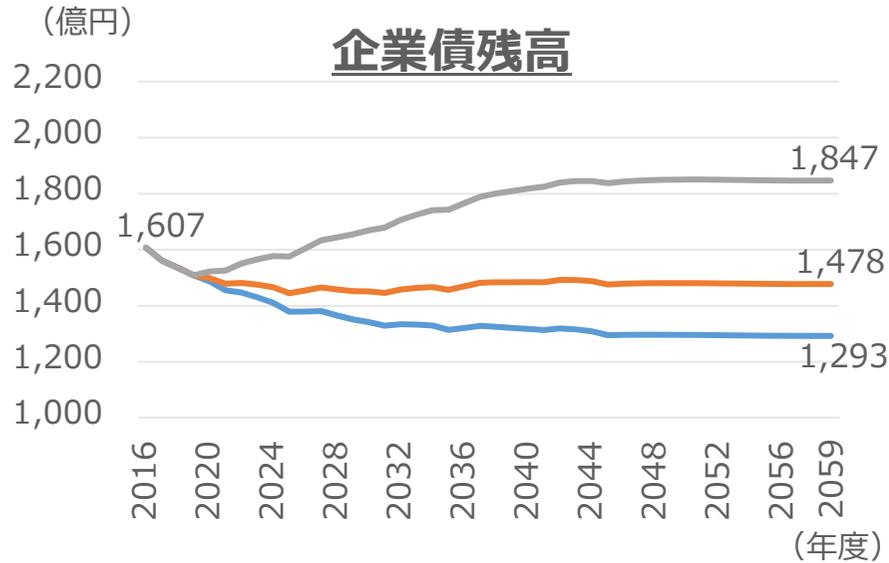
3 - (11) 企業債充当率ごとの40年後の指標 (パターンB)

充当率	資金不足額	資金不足額の 水道料金収入 に対する割合	企業債 残高	指標※		
				元利償還金 対水道料金 収入比率	企業債残高 対水道料金 収入比率	1人当たり 企業債残高
35%	▲4,042 億円	17.6%	1,293 億円	20.4% (▲3.7)	246.6% (▲34.7)	39,826円 (▲9,621円)
大都市平均未満						
40%	▲3,957 億円	17.2%	1,478 億円	23.3% (▲0.8)	281.8% (+0.5)	45,513円 (▲3,934円)
ほぼ大都市平均と同程度						
50%	▲3,787 億円	16.5%	1,847 億円	29.2% (+5.1)	352.3% (+71.0)	56,883円 (+7,436円)
大都市平均以上						
2016年度 大都市平均	—	17%程度	—	24.1%	281.3%	49,447円

※ 下段括弧：2016年度の大都市平均との比較

第4回-44

3 - (12) 企業債充当率ごとの指標の推移 (パターンB)



— 35% — 40% — 50% — 2016年度大都市平均

3 – (13) 更新事業費の水準と企業債活用の考え方（まとめ）

- 世代間の負担の公平を図るため、建設改良費に対して一定の割合で企業債を発行していく予定です。

今後の発行予定

【2016年度から2019年度】

中期経営計画の計画額を基準に企業債を発行予定（現行充当率35%）

【2020年度以降】

建設改良費に対して一定の割合で企業債を発行予定

公的資金を中心に、民間資金（銀行など）も活用し、状況によって柔軟な借り入れを行います。

発行額の管理

- 企業債の発行が、将来の水道利用者の過度な負担増加や、財政の硬直化につながらないように、指標を参考にしながら、最大限、企業債の活用を図りたいと考えています。

【元利償還金・企業債残高の
水道料金収入に対する割合】

2016年度 指標	元利償還金	企業債残高
大都市平均	24.1%	281.3%
横浜市	20.4%	249.0%

大都市平均を上回らないようにすると、企業債充当率は40%程度

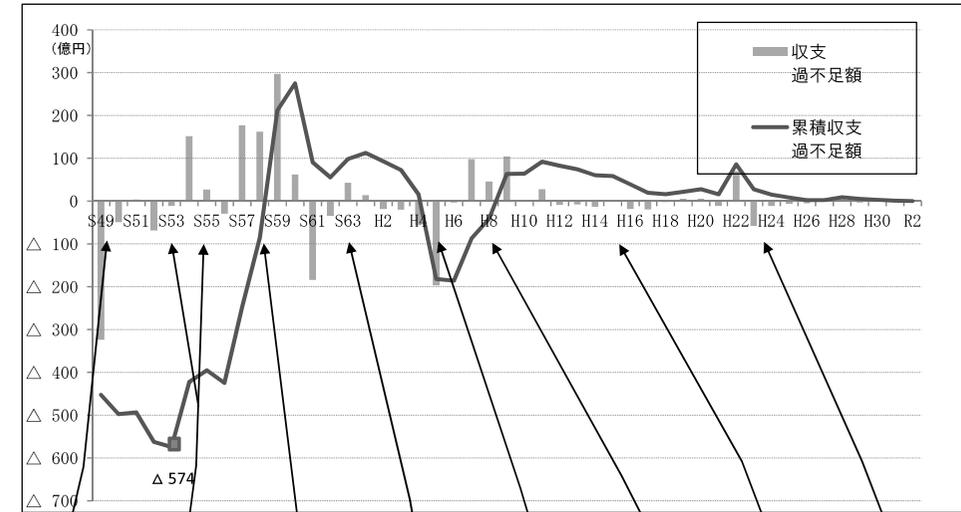
当局における企業債に関する経営指標の推移

(単位 千円・%、税込)

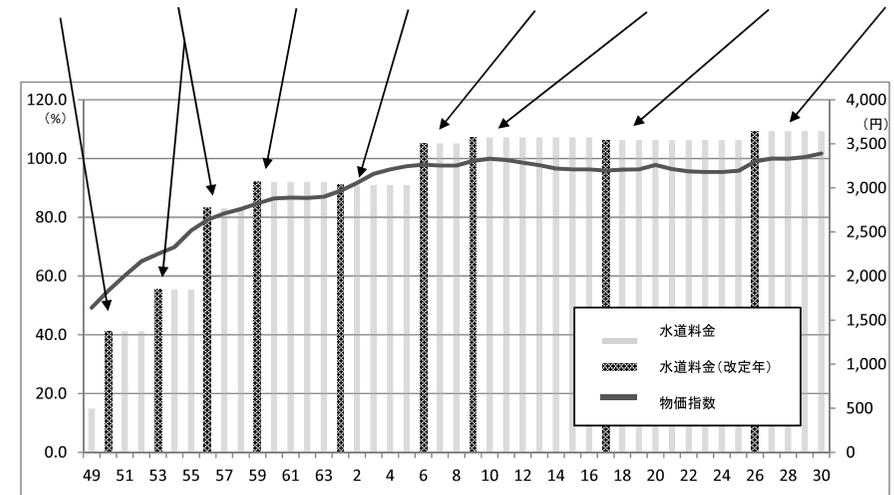
年度	収入	元利償還金	収入に対する割合	企業債残高	収入に対する割合
1960昭35	8,269,299	2,829,098	34.2	29,434,506	355.9
1961昭36	10,390,937	3,402,396	32.7	34,778,038	334.7
1962昭37	10,938,964	3,982,505	36.4	42,432,340	387.9
1963昭38	11,688,051	4,530,327	38.8	61,654,022	527.5
1964昭39	12,145,912	6,651,121	54.8	86,093,166	708.8
1965昭40	14,382,068	7,366,262	51.2	112,211,237	780.2
1966昭41	21,281,064	12,528,832	58.9	139,063,639	653.5
1967昭42	23,403,311	16,039,274	68.5	159,041,011	679.6
1968昭43	27,598,335	18,991,654	68.8	177,648,014	643.7
1969昭44	36,369,369	20,960,737	57.6	189,387,310	520.7
1970昭45	39,315,163	23,393,087	59.5	199,681,792	507.9
1971昭46	41,424,213	23,422,930	56.5	213,581,535	515.6
1972昭47	42,330,858	24,279,394	57.4	235,090,444	555.4
1973昭48	43,276,134	25,627,294	59.2	255,878,861	591.3
1974昭49	44,793,343	28,688,713	64.1	311,657,638	695.8
1975昭50	89,365,220	35,696,584	39.9	404,004,371	452.1
1976昭51	119,429,390	45,203,506	37.8	479,755,216	401.7
1977昭52	122,843,630	52,361,976	42.6	547,520,572	445.7
1978昭53	133,027,439	59,038,020	44.4	612,729,583	460.6
1979昭54	162,430,538	63,420,907	39.0	677,337,072	417.0
1980昭55	154,702,941	71,583,689	46.3	727,295,614	470.1
1981昭56	178,909,088	80,619,228	45.1	768,745,868	429.7
1982昭57	230,146,921	91,042,944	39.6	792,220,813	344.2
1983昭58	233,202,980	93,785,821	40.2	812,353,085	348.3
1984昭59	258,679,913	106,853,341	41.3	817,935,036	316.2
1985昭60	261,909,840	109,395,482	41.8	806,386,751	307.9
1986昭61	263,658,899	107,909,622	40.9	778,378,941	295.2
1987昭62	263,650,769	98,101,260	37.2	759,135,613	287.9
1988昭63	268,332,164	94,587,249	35.3	744,747,183	277.5
1989平元	275,169,766	88,895,253	32.3	735,443,173	267.3
1990平02	280,091,118	88,892,660	31.7	725,038,985	258.9
1991平03	282,610,370	80,489,746	28.5	724,981,128	256.5
1992平04	283,850,476	82,647,896	29.1	731,324,538	257.6
1993平05	279,062,486	82,210,572	29.5	738,107,448	264.5
1994平06	309,387,956	79,257,755	25.6	757,462,531	244.8
1995平07	319,280,001	79,355,940	24.9	773,559,329	242.3
1996平08	315,129,468	75,656,456	24.0	784,272,293	248.9
1997平09	319,691,022	75,109,922	23.5	800,728,668	250.5
1998平10	323,135,756	71,630,233	22.2	808,674,639	250.3
1999平11	323,540,986	69,088,967	21.4	798,458,406	246.8
2000平12	327,559,187	66,102,431	20.2	795,326,675	242.8
2001平13	324,816,677	77,490,448	23.9	771,412,844	237.5
2002平14	326,401,836	82,171,199	25.2	748,226,039	229.2
2003平15	323,069,594	97,540,214	30.2	700,682,801	216.9
2004平16	326,821,945	97,573,756	29.9	647,822,779	198.2
2005平17	318,910,381	93,915,513	29.4	591,219,537	185.4
2006平18	318,172,988	91,017,180	28.6	532,540,332	167.4
2007平19	319,325,032	86,202,949	27.0	476,314,719	149.2
2008平20	313,947,430	67,273,256	21.4	431,934,395	137.6
2009平21	309,438,288	66,828,418	21.6	386,009,815	124.7
2010平22	311,511,815	47,747,611	15.3	358,410,485	115.1
2011平23	301,623,672	41,942,356	13.9	335,301,402	111.2
2012平24	302,610,885	39,848,597	13.2	374,610,688	123.8
2013平25	302,663,691	42,271,213	14.0	281,285,007	92.9
2014平26	305,995,386	38,045,382	12.4	251,967,789	82.3
2015平27	309,506,666	30,346,997	9.8	230,894,087	74.6
2016平28	310,153,230	25,703,352	8.3	223,252,767	72.0
2017平29	311,793,669	21,488,646	6.9	239,295,152	76.7

注1：1989（平成元）年度以降の収入は税込
注2：元利償還金には企業債取扱諸費を含む

当局における料金改定と財政収支の推移



- 水道料金改定 S50.9月分～
改定率:159.57%
※基本水量拡大、従量料金細分化等
- 水道料金改定 S53.12月1日～
改定率:37.14%
- 水道料金改定 S59.5月1日～
改定率:10.5%
- 水道料金改定 (消費税導入)
H元.6月分～
改定率:△4%
ただし、消費税3%を転嫁
- 水道料金改定 H6.6月1日～
改定率:16.1%
※進捗度緩和 4.7→4.5
- 水道料金改定 (消費税率)
H9.6月分～
消費税率変更 3%→5%
- 水道料金改定 H17.1月1日～
改定率:△2.2%
水道料金水準 △1.3%、口産割引△0.9%
※基本水量見直し(10m³→5m³)
- 水道料金改定 (消費税率)
S26.6月分～
消費税率変更 5%→8%



※ 水道料金は1か月あたり、口径20mm・25m(H24 生活用水等実態調査1世帯4人平均使用水量 25.1m³ 参考)使用の場合の料金
※ 改定のあった年は改定後の料金を記載
※ 物価指数は平成27年を100%とした場合の数値(持家の帰属家賃を除く総合)

【制度解説】

1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法（昭和 30 年法律第 195 号。以下「再建法」という。）による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところでした。

地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成 18 年 8 月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成 18 年 12 月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられました。この中でこれまでの制度については、わかりやすい財政情報の開示や早期は正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言されました。

この結果を踏まえ、第 166 回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成 19 年 6 月 22 日に公布されました（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号。以下「健全化法」という。）。

また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成 19 年 12 月 28 日政令第 397 号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成 20 年 2 月 5 日総務省令第 8 号）などにより定められています。

2. 健全化判断比率の公表等

(1) 健全化判断比率の内容

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の 4 つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

① 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模^{*}に対する比率

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模^{*}に対する比率

^{*} 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

（健全化判断比率の概要）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：
 - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} \quad \left(\begin{array}{l} \text{3か年平均} \\ \text{（3か年平均）} \end{array} \right) = \frac{\begin{array}{l} \text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金） -} \\ \text{（特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

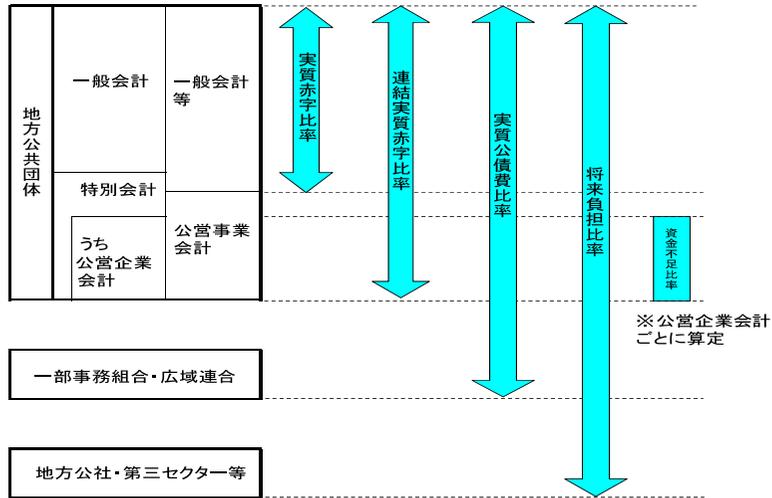
- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額 + 特定財源見込額）} \\ \text{+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

(2) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりです。

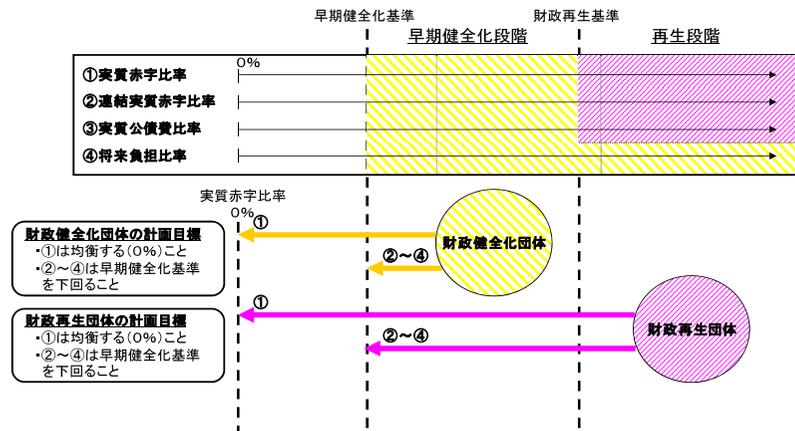


(3) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりです。



なお、早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合の計画策定等に関する規定は、平成21年4月1日から施行されています。

3. 資金不足比率の公表等

公営企業を営営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

（資金不足比率の概要）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋事業繰越額等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

4. 早期健全化基準、財政再生基準

(1) 実質赤字比率

財政再生基準は、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準（市町村 20%、都道府県 5%[※]）を用い、早期健全化基準は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（市町村 2.5%～10%、都道府県 2.5%）と財政再生基準（再掲・市町村 20%、都道府県 5%）との中間の値をとって、市町村は財政規模に応じ 11.25%～15%、都道府県は 3.75%としています。

※ 都の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の基準については、旧再建法と同様、財政制度の特例に伴う計算調整があります。

(2) 連結実質赤字比率

早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に公営企業会計における経営健全化等を踏まえ 5%を加算し、市町村は財政規模に応じ 16.25%～20%、都道府県は 8.75%としています。

同様に財政再生基準については、実質赤字比率の財政再生基準に10%加算し、市町村は30%、都道府県は15%としています。

なお、連結実質赤字比率の財政再生基準については、平成21年度からの3年間は市町村は40%～35%、都道府県は25%～20%の経過的な基準が適用されます。

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準である25%とし、財政再生基準は、市町村・都道府県とも、健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準である35%としています。

(4) 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令市を除く。）は350%、都道府県及び政令市は400%を早期健全化基準としています。

(5) 資金不足比率

経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して20%（営業収益／年の5%程度の合理化努力の4年分に相当するもの）としています。

5. 施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行しており、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から適用されていますが、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成21年4月1日に施行され、今回公表した健全化判断比率等から適用されます。

【用語説明】

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とはほぼ同様の範囲ですが、地方財政統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしません。

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費連次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

なお、地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により、平成21年度までの特例として、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれています。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）があります。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。

法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る標準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ)。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

地方債の協議制度について

平成17年度までは国又は都道府県の許可がなければ地方債を発行できませんでしたが、協議制度では、地方公共団体は協議という手続きを経れば、国または都道府県の同意がなくても地方債を発行できることとなりました。

協議制度の概要は以下のとおりです。

① 協議

地方公共団体は、地方債を発行する場合には、都道府県・指定都市にあっては総務大臣、市町村・特別区等にあっては都道府県知事に協議しなければなりません。

② 同意のある地方債に対する公的資金の充当

地方公共団体は、協議において総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、公的資金を借り入れることができます。

③ 同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入

総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、その元利償還金が、地方財政計画に算入されます。

④ 同意のない地方債を発行する場合の議会報告

総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を発行する場合には、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければなりません。

⑤ 同意基準及び地方債計画

総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表します。

なお、協議制度に移行した後のも、以下の地方公共団体については、例外的に国による関与が行われます。

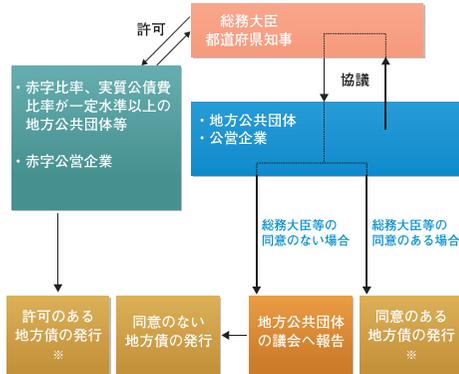
■ 赤字団体、実質公債費比率の高い団体、赤字公営企業等

→地方債を発行する場合には、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

■ 標準税率未満団体

→公共施設等の建設事業（第5条第5号）の経費の財源とする地方債を発行する場合には、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

地方債協議制度のしくみ



※総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

地方分権推進委員会第2次報告(平成9年7月8日)(抄)
第4章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保
Ⅴ 地方税財源の充実確保 3 地方債
(1) 地方債許可制度については、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って廃止し、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体は国又は都道府県と事前協議を行うこととする。
— 中略 —
(2) 少なくとも財政構造改革期間中においては、国及び地方の財政赤字の縮小のため財政健全化目標が設定され、地方公共団体の歳出の抑制が求められていることに鑑み、許可制を維持することとする。
(3) 地方債の発行に係る手続については、関係地方出先機関との協議を含め、一層の弾力化・簡素化を推進するとともに手続の透明化を図る。
(4) 地方債の発行条件の改善を図るとともに、地方債の円滑な発行を確保していくため、引き続き、地方債市場の整備育成、地方債証券の流通性の向上、外債の発行額の確保等資金調達方法の多様化、共同発行の促進等に努めることとする。

地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)(抄)
第4章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保
4 地方税財源の充実確保 (3) 地方債
(キ) 元利償還金の払込について延滞のある地方公共団体、元利償還費又は決算収支の赤字が一定水準以上となった地方公共団体等については、当該地方公共団体の住民に対する基礎的行政サービスを確保するためのみでなく、地方債全体の信用を維持し、民間引受けの地方債のリスク・ウェイトがゼロとされてきた現行の位置付けを維持していくためにも、地方債の発行自体を禁止することとし、特定の場合にはそれを例外的に解除する手法として許可制度を設ける。

③ 早期是正措置としての起債許可制度

地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講ずることとされています。

■ 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、引続き許可が必要となります。

→実質公債費比率が18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の策定を前提に一般的な許可基準により許可をされます。

なお、25%以上35%未満の団体は、一般単独事業債等、35%以上の団体は一般公共事業（災害関連事業を除いた事業）、教育・福祉施設等整備事業等に係る地方債を起すことができません。（同意等基準）

■ 一定以上の実質赤字額を生じた地方公共団体は、引続き許可が必要となります。

→一定以上の実質赤字額とは、標準財政規模の額に応じ、段階的に設定され、都道府県・政令市及び標準財政規模500億円以上の市は標準財政規模の2.5%、標準財政規模200億円以上の市町村は標準財政規模の5%、標準財政規模50億円未満の市町村は標準財政規模の10%となります。（地方財政法施行令第8条）



実質公債費比率とは

公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標として、地方債の協議制度において許可団体への移行に係る基準に用いるものであり、その枠組みは地方財政法等に定められています。

具体的には、公債費相当額に充当された一般財源の額が標準財政規模（標準税率により算出された地方税に普通交付税等を加えた一般財源の規模）に占める割合を表すものです。

$$\text{算式} = \frac{\text{「公債費相当額に充当した一般財源」} - \text{「普通交付税措置のある公債費相当額」}}{\text{「地方税+普通交付税」} - \text{「普通交付税措置のある公債費相当額」}}$$

従来の起債制限比率を、厳格化、透明化の観点から一定の見直しをしたものです。

その見直しのポイントは、

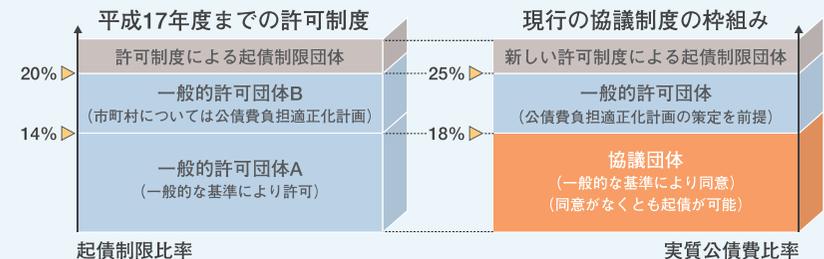
① 実質的な公債費を把握

- ・公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入
- ・PFIや一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入

② 満期一括地方債に係るルール統一

- ・減債基金積立額を統一ルール（年3.3%）により算入
- ・減債基金積立不足額がある場合は反映する

などとなっています。



他の水道事業体との企業債に関する経営指標の比較（2017年度決算）

（単位 千円・％、税抜）

	東京都	札幌市	仙台市	さいたま市	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
給水収益	288,731,169	37,640,206	23,702,287	26,697,458	64,739,045	24,719,258	41,992,900	27,681,398	59,817,830	30,306,398	19,163,982	14,537,854	31,800,662
元利償還金	21,779,411	10,233,579	6,707,853	5,850,882	16,557,416	4,191,388	6,667,282	10,542,520	20,345,775	2,564,388	7,266,976	4,245,291	11,036,950
給水収益に対する割合	7.5	27.2	28.3	21.9	25.6	17.0	15.9	38.1	34.0	8.5	37.9	29.2	34.7
企業債残高	239,295,152	77,394,278	66,955,347	51,440,242	156,160,768	61,455,627	89,782,946	169,337,086	147,883,783	29,247,226	72,011,589	57,982,615	116,750,372
給水収益に対する割合	82.9	205.6	282.5	192.7	241.2	248.6	213.8	611.7	247.2	96.5	375.8	398.8	367.1

注1：総務省「地方公営企業年鑑」及び「地方公営企業決算状況調査」の数値を基礎として作成した。

注2：計画給水人口が100万人以上の都及び政令指定都市の末端給水事業を集計対象とした。

当局の経営計画

事 項	プラン2000	プラン2004	プラン2007	プラン2010
計画期間	12年4月～15年度末	16年4月～18年度末	19年4月～21年度末	22年4月～24年度末
主な経営目標	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与比率 ・企業債残高 ・給水収益対企業債元利償還金割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与比率 ・企業債残高 ・自己資本構成比率 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与比率 ・企業債残高 ・給水収益対企業債元利償還金割合 ・自己資本構成比率 ・経常収支比率 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与比率 ・企業債残高 ・給水収益対企業債元利償還金割合 ・自己資本構成比率 ・経常収支比率
企業債の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・高度浄水施設、給水所など、施設の新設に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン2000と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン2000と同様 ・ただし、一部の事業は発行を抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン2007と同様

事 項	プラン2013	プラン2016
計画期間	25年4月～27年度末	28年4月～32年度末
主な経営目標	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与比率 ・企業債残高 ・給水収益対企業債元利償還金割合 ・自己資本構成比率 ・経常収支比率 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水収益対企業債元利償還金割合 ・給水収益対企業債残高割合 ・経常収支比率
企業債の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン2007と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業債残高の増嵩に配慮しながら、企業債を適切に発行

当局における主要な経営指標の推移

	(単位 %)																	
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
給水収益対企業債元利償還金割合	20.2	23.9	25.2	30.2	29.9	29.4	28.6	27.0	21.4	21.6	15.3	13.9	13.2	14.0	12.4	9.8	8.3	6.9
自己資本構成比率	60.5	62.4	63.9	65.6	67.2	68.8	70.7	72.5	73.9	75.9	76.7	77.0	77.7	79.5	81.5	83.7	85.3	84.9
経常収支比率	111.6	110.6	110.8	113.4	117.0	118.8	120.9	124.7	122.9	123.8	119.9	110.1	110.3	111.5	114.2	113.1	112.3	111.9
流動比率	235.2	262.3	240.1	246.1	264.1	255.5	249.0	276.7	285.5	328.2	348.7	329.4	302.3	289.8	209.6	176.5	150.9	177.6

都及び指定都市

項目	区 分
	[都 及 び 指 定 都 市]

1. 業 務 の 概 況

(1) 事業規模	
① 事業業規	20
② 事業業規	20
対行政区域内人口	97.57
対計画給水人口	98.61
③ 平均有収水量	298
④ 有収水量の用途別内訳	(1)
収水工の庭場の用他	77.71
	5.07
	17.22
(2) 業務の委託比率	
① 検針業務委託比率	84.61
② 給水工事業務委託比率	35.78

2. 収益性(収支の状況)に関する項目

(1) 総収支比率	113.09
(2) 経常収支比率	113.59
(3) 営業収支比率	110.67
(4) 累積欠損金比率	-
(5) 不良債比率	-
(6) 自己資本回収率	0.155
(7) 総固定資産回転率	0.112
(8) 固定資産回収率	0.123
(9) 未収資本回収率	10.324
(10) 総収支利益率	1.45

3. 資産の状況に関する項目

(1) 減価償却の状況	
① 企業債償還元金対減価償却率	59.84
② 有形固定資産減価償却率	48.64
③ 当年度減価償却率	3.84
(2) 有収水量1m ³ 当たりの金額	
① 有収水量1m ³ 当りの金額	1,482.50
取水工の浄配	83.62
取水工の浄配	280.42
取水工の浄配	943.65
取水工の浄配	174.81
② 無形固定資産	47.63
③ 負債	1,731.22
④ 負債	665.87
⑤ 負債	1,065.35
⑥ 負債	907.81
⑦ 負債	79.09
⑧ 負債	78.45
⑨ 負債	362.99

4. 財務比率に関する項目

(1) <流動性>	
① 流動比率	169.68
② 当座比率	153.47
③ 流動資産回転率	1.306
(2) <安全性>	
① 自己資本構成比率	73.16
② 固定資産構成比率	91.22
③ 固定資産対長期資本比率	96.20
④ 固定資産対長期資本比率	124.69
⑤ 固定負債構成比率	21.66

5. 施設の効率性(稼働状況)に関する項目

(1) 施設利用率	59.36
(2) 稼働率	64.78
(3) 負荷率	91.63
(4) 有収水量	93.82
(5) 固定資産使用効率	7.19
(6) 取水工の浄配	73.51
(7) 取水工の浄配	57.79
(8) 配水管100m当たりの給水人口	36
(9) 配水管の使用効	40.55

項目	区 分
	[都 及 び 指 定 都 市]

6. 生産性(職員数と事業の状況との関係)に関する項目

(1) 職員1人当たり給水量	3,224
(2) 職員1人当たり給水量	350,692
(3) 職員1人当たり営業給水量	67,665
(4) 職員1人当たり営業給水量	62,514
(5) 職員1人当たり営業給水量	13.05
(6) 有収水量1万m ³ 当りの職員数	10
うち	0
うち	2
うち	3
うち	0
(7) 1人1日当りの職員数	13
(8) 1人1日当りの職員数	2

7. 料金に関する項目(円・銭)

(1) 給水原価	173.00
(2) 供給料	178.26
(3) 料金	103.04
(4) 1ヶ月10m ³ 当りの家庭用料金	1,067
(5) 1ヶ月20m ³ 当りの家庭用料金	2,592

8. 費用に関する項目

(1) 費用構成	
① 職員給与	13.88
② 支払利息	3.86
③ 減価償却	29.25
④ 動力費	3.38
⑤ 光熱費	0.23
⑥ 通修信	0.69
⑦ 修繕費	17.22
⑧ 材料費	0.59
⑨ 薬品費	0.87
⑩ 路面復旧費	0.68
⑪ 委託費	11.81
⑫ 委託費	0.85
⑬ 委託費	8.58
⑭ 委託費	8.12
(費用合計)	100.00
(2) 給水収益(料金収入)に占める割合	
① 職員給与	14.13
② 企業債償還元金	3.90
③ 減価償却	29.76
④ 企業債償還元金	15.00
(3) 有収水量1m ³ 当りの金額	
① 職員給与	25.18
基手賃退法	12.36
職定借入	6.96
職定借入	0.09
職定借入	1.73
職定借入	4.03
職定借入	6.99
職定借入	6.96
② 支払利息	-
③ 減価償却	0.04
④ 動力費	53.06
⑤ 光熱費	6.13
⑥ 通修信	0.41
⑦ 修繕費	1.25
⑧ 材料費	31.23
⑨ 薬品費	1.08
⑩ 路面復旧費	1.58
⑪ 委託費	1.23
⑫ 委託費	21.41
⑬ 委託費	1.54
⑭ 委託費	15.56
⑮ 委託費	8.61
⑯ 委託費	14.72
⑰ 委託費	181.38
⑱ 委託費	60.24
(4) 利子負担率	1.93

9. 繰入金の状況に関する項目

(1) 繰入金比率(収益的収入分)	0.96
(2) 繰入金比率(資本的収入分)	7.41

平成31年度地方債充当率

平成31年総務省告示第175号

1 基本となる事業別地方債充当率 (通常収支分)

項 目	平成31年度 充 当 率	平成30年度 充 当 率
一 一般会計債		
1 公共事業等	90%	90%
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	100%	-
3 公営住宅建設事業	100%	100%
4 災害復旧事業	100%	100%
5 教育・福祉施設等整備事業		
(1) 学校教育施設等	90%	90%
(2) 社会福祉施設	80%	80%
(3) 一般廃棄物処理	90%	90%
(4) 一般補助施設等	75%	75%
(5) 施設(一般財源化分)	100%	100%
6 一般単独事業		
(1) 一般	75%	75%
(2) 地域活性化	90%	90%
(3) 防災対策	90%	90%
(4) 地方道路等	90%	90%
(5) 旧合併特例	95%	95%
(6) 緊急防災・減災	100%	100%
(7) 公共施設等適正管理	90%	90%
(8) 緊急自然災害防止対策	100%	-
7 辺地及び過疎対策事業		
(1) 辺地対策		
(2) 過疎対策		
8 公共用地先行取得等事業		
9 行政改革推進		
10 調整		
二 公営企業債		
三 臨時財政対策債		
四 退職手当債		
五 国の予算等貸付金債		

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

項 目	平成31年度 充 当 率	平成30年度 充 当 率
一 一般会計債		
1 公営住宅建設事業		
2 災害復旧事業		
3 一般単独事業	100%	100%
二 公営企業債		
三 被災施設借換債		
四 国の予算等貸付金債		

2 地方債同意等基準の事業別の地方債充当率

(通常収支分)

事業区分		対象事業	充当率		
大項目	小項目				
一般会計債					
公共事業等			90%		
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業			100%		
公営住宅建設事業			100%		
災害復旧事業					
		補助・直轄災害復旧事業	[現年] 公共土木施設等 100% 農地・農林漁業施設 90%		
			[過年] 公共土木施設等 90% 農地・農林漁業施設 80%		
		歳入欠かん等債	歳入欠かん債 100%		
			災害対策債 100%		
		小災害復旧事業	公共土木施設等 100%		
			農地 一般被災地 50% 被害激甚地 74%		
			農林施設 一般被災地 65% 被害激甚地 80%		
			地方公営企業災害復旧事業 火災復旧事業 100%		
				一般単独災害復旧事業	公共土木施設等 100% 農林漁業施設 65%
		教育・福祉施設等整備事業		建物(国庫負担事業分)	90%
建物(単独事業分)	75%				
学校教育施設等整備事業	学校教育施設環境改善交付金事業その他の国庫補助金を受けて実施する事業			75%	
	義務教育施設・高等学校用地			上記以外の施設用地	90%
					75%
社会福祉施設整備事業				80%	
				[貸付目的の社会福祉施設に係る用地の取得]	90%
一般廃棄物処理事業	施設(補助事業分)			90%	
	施設(単独事業分)			75%	
	清掃運搬施設等			(重点化等事業 90%) 75%	
	用地関係	100%			
一般補助施設整備等事業		別掲			
施設整備事業(一般財源化分)			100%		
一般単独事業					
一般事業		別掲			
地域活性化事業			90%		
防災対策事業		防災基盤整備事業	75%		
		[津波浸水想定区域移転事業]	90%		
		公共施設等耐震化事業	90%		
		自然災害防止事業	100%		

	地方道路等整備事業		90%
旧合併特例事業	旧市町村合併特例事業	[地方公営企業への出資・補助等]	95%
			旧市町村合併推進事業
緊急防災・減災事業			100%
公共施設等適正管理推進事業			90%
緊急自然災害防止対策事業			100%
辺地及び過疎対策事業	辺地対策事業	(公営企業債の対象となる施設)	100%
			50%
過疎対策事業		(公営企業債の対象となる施設)	50%
		集落再編整備のための住宅	75%
公共用地先行取得等事業			
行政改革推進			
調整			
公営企業債			
水道事業			
工業用水道事業			
交通事業			
電気事業・ガス事業			
港湾整備事業			
病院事業・介護サービス事業			
市場事業・と畜場事業			
地域開発事業			
下水道事業			
観光その他事業			
臨時財政対策債			
退職手当債			
国の予算等貸付金債			
減収補填債			
減収補填債(特例分)			
再生振替特例債			

(注1) 補正予算債の充当率は、別に定める。

(注2) 災害復旧事業(農地・農林漁業施設)において、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収しない場合の充当率は、100%とする。

(注3) 著しく異常かつ激甚な非常災害等により、財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして別に定める地方公共団体における当該災害に係る補助・直轄災害復旧事業の過年の充当率は、現年と同率とする。

(注4) 一般廃棄物処理事業に係る重点化等事業とは、事業全体を単独事業で実施する事業のうち、ごみ焼却施設の新設に係るもの(ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。)又はし尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備(平成9年度までの国庫補助対象設備をいう。)の改造事業であって総事業費が1億5千万円以上の事業とする。

(注5) 地域活性化事業において、平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、平成31年度以降引き続き実施することが必要なものについては従前の例による。

(注6) 防災対策事業の防災基盤整備事業におけるデジタル化関連事業等の充当率は、90%とする。

(注7) 資金区分の変更等による借換債の充当率は、100%とする。

企業債の公的資金と民間資金の特徴及び割合

1 特徴

区分	資金*注1	償還期限	取扱手数料	金利
公的資金	財政融資資金 地方公共団体金融機構	40年 *注2	不要	金利選択制（固定金利と変動金利の選択）の導入。 →各団体の資金力に応じた金利設定が可能となる。
民間等資金	市場公募債 銀行等引受債 共済組合等引受債	10年 (5年, 20年, 30年*注3)	発行時及び元金・利子支 払時にかかる諸手数料が 必要	当局においては固定金利のみ

- (注) 1 現在、新規発行は財政融資資金と市場公募債のみ。
 2 上水道事業の場合の償還期限。平成27年度発行分より上限が40年に延長。当局では平成28年度資金以降40年で発行。
 3 市場公募債について、当局では平成22年度以降、10年債を中心に発行。

2 割合

(1) 水道事業債の全国枠 (%)

	H17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公的資金	90.0	91.5	91.0	91.7	92.6	90.3	89.8	89.8	95.3	97.8	97.8	94.2	87.2
民間等資金	10.0	8.5	9.0	8.3	7.4	9.7	10.2	10.2	4.7	2.2	2.2	5.8	12.8

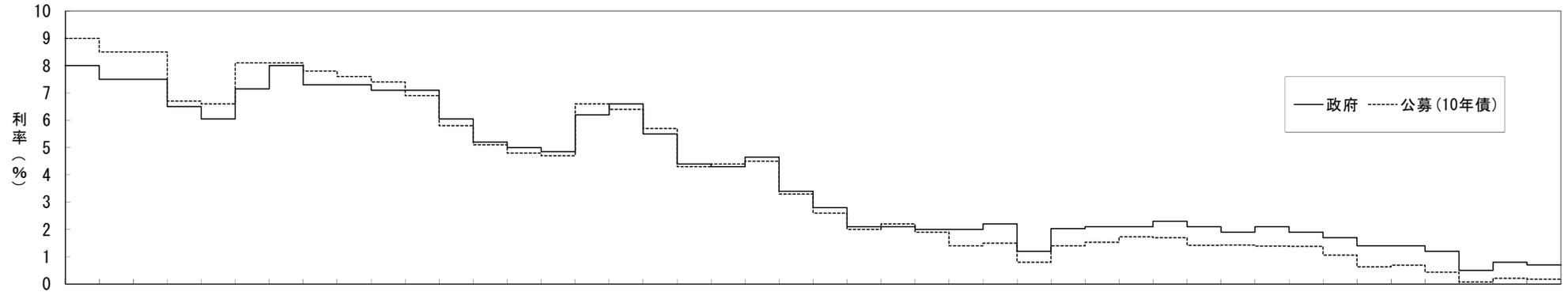
(各年度地方債計画より)

(2) 東京都水道事業債 (%)

	H17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公的資金	33.3	22.1	21.7	32.9	29.9	33.7	34.2	38.5	29.2	47.1	47.3	49.5	28.4
民間等資金	66.7	77.9	78.3	67.1	70.1	66.3	65.8	61.5	70.8	52.9	52.7	50.5	71.6

企業債利率の推移

政府資金及び公募債（10年債）の推移（年度末）

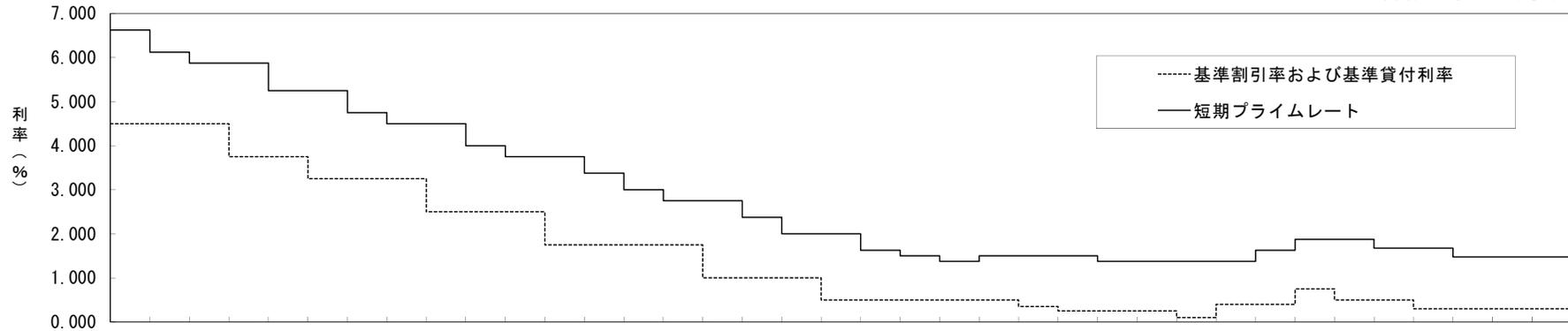


年度	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
政府	8.0	7.5	7.5	6.5	6.05	7.15	8.0	7.3	7.3	7.1	7.1	6.05	5.2	5.0	4.85	6.2	6.6	5.5	4.4	4.3	4.65	3.4	2.8	2.1	2.1	2.0	2.0	2.2	1.2	2.0	2.1	2.1	2.3	2.1	1.9	2.1	1.9	1.7	1.4	1.4	1.2	0.5	0.8	0.7
公募(10年債)	9.0	8.5	8.5	6.7	6.6	8.1	8.1	7.8	7.6	7.4	6.9	5.8	5.1	4.8	4.7	6.6	6.4	5.7	4.3	4.4	4.5	3.3	2.6	2.0	2.2	1.9	1.4	1.5	0.8	1.4	1.5	1.7	1.7	1.4	1.4	1.4	1.4	1.1	0.6	0.7	0.4	0.07	0.21	0.18

(注) 政府債は、平成13年4月分から「財政融資資金・30年元利均等償還・固定金利」の場合
 また、平成28年度以降は「財政融資資金・40年元利均等償還・固定金利」の場合（30年償還の場合は、平成29年度は0.6%）。

基準割引率・基準貸付利率（従来の「公定歩合」）及び短期プライムレートの推移

（平成31年1月末現在）



	3年		4年		5年				7年				10年		11年	12年	13年	18年		19年	20年	21年~													
	12/3	1/6	1/8	4/1	4/10	7/27	8/4	12/1	2/4	2/12	8/31	9/21	9/30	12/8	4/12	4/14	4/24	7/10	9/8	9/13	9/16	3/18	8/24	2/13	3/1	3/28	8/24	9/19	7/14	8/24	3/20	10/31	11/17	12/19	1/9
基準割引率および基準貸付利率	4.5	4.5	4.5	3.75	3.75	3.25	3.25	3.25	2.5	2.5	2.5	1.75	1.75	1.75	1.75	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.35	0.25	0.25	0.25	0.1	0.4	0.4	0.75	0.5	0.5	0.3	0.3
短期プライムレート	6.625	6.125	5.875	5.875	5.25	5.25	4.75	4.5	4.5	4.0	3.75	3.75	3.375	3.0	2.75	2.75	2.375	2.0	2.0	1.625	1.5	1.375	1.5	1.5	1.5	1.375	1.375	1.375	1.375	1.625	1.875	1.875	1.675	1.675	1.475

(注) 平成18年8月より、従来「公定歩合」と呼ばれてきた金融指標が、「基準割引率および基準貸付利率」に名称変更された。

計数表

成長実現ケース

【マクロ経済の姿】

年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
実質GDP成長率	(1.9)	(0.7)	(0.9)	(1.2)	(1.3)	(1.7)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.9)	(1.9)	(1.8)
実質GNI成長率	(1.5)	(0.2)	(1.5)	(1.2)	(1.4)	(1.7)	(1.8)	(1.9)	(1.8)	(1.8)	(1.7)	(1.7)
名目GDP成長率	(2.0)	(0.5)	(1.7)	(2.0)	(2.0)	(2.7)	(3.3)	(3.4)	(3.4)	(3.4)	(3.3)	(3.2)
名目GDP	547.5	550.3	559.9	571.2	582.6	598.3	617.8	638.9	660.8	683.2	706.0	729.0
1人当たり名目GNI成長率	(2.4)	(0.9)	(2.4)	(2.3)	(2.5)	(3.1)	(3.5)	(3.7)	(3.7)	(3.7)	(3.7)	(3.7)
1人当たり名目GNI (※万円)	448	452	462	473	485	500	517	537	557	577	599	620
潜在成長率	(1.0)	(1.1)	(1.1)	(1.2)	(1.4)	(1.6)	(1.8)	(2.0)	(2.0)	(1.9)	(1.9)	(1.8)
物価上昇率												
消費者物価	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.8)	(1.1)	(1.5)	(1.8)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)
国内企業物価	(2.7)	(2.2)	(1.1)	(1.2)	(0.7)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.8)	(0.8)
GDPデフレーター	(0.1)	(▲0.2)	(0.8)	(0.8)	(0.6)	(1.0)	(1.3)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.4)
完全失業率	(2.7)	(2.4)	(2.3)	(2.3)	(2.3)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(2.5)	(2.5)	(2.5)	(2.6)
名目長期金利	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(0.7)	(1.3)	(2.0)	(2.5)	(2.9)
部門別収支												
一般政府	▲2.7	▲3.0	▲3.2	▲2.4	▲1.7	▲1.1	▲0.6	▲0.2	0.3	0.7	1.1	1.5
民間	6.8	6.5	7.0	6.4	5.8	4.9	4.2	3.6	3.0	2.6	2.2	1.7
海外	▲4.0	▲3.5	▲3.8	▲4.0	▲3.9	▲3.9	▲3.6	▲3.4	▲3.3	▲3.3	▲3.3	▲3.2

【国・地方の財政の姿】(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)

【対GDP比、%程度】、兆円程度

年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
基礎的財政収支	▲12.1	▲13.3	▲15.1	▲12.1	▲8.8	▲7.1	▲5.8	▲4.1	▲2.3	▲0.3	1.6	3.4
(対名目GDP比)	▲2.2	▲2.4	▲2.7	▲2.1	▲1.5	▲1.2	▲0.9	▲0.6	▲0.4	▲0.0	0.2	0.5
国	▲13.9	▲15.2	▲16.6	▲15.1	▲12.8	▲11.9	▲10.4	▲8.9	▲8.9	▲8.1	▲7.4	▲7.4
(対名目GDP比)	▲2.5	▲2.8	▲3.0	▲2.6	▲2.2	▲2.0	▲1.8	▲1.7	▲1.5	▲1.3	▲1.1	▲1.0
地方	1.8	1.9	1.5	3.0	4.0	4.8	5.6	6.5	7.4	8.5	9.7	10.8
(対名目GDP比)	0.3	0.3	0.3	0.5	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.4	1.5
財政収支	▲19.5	▲20.5	▲22.8	▲18.3	▲14.4	▲12.3	▲10.6	▲9.0	▲7.8	▲7.0	▲6.8	▲7.3
(対名目GDP比)	▲3.6	▲3.7	▲4.1	▲3.2	▲2.5	▲2.1	▲1.7	▲1.4	▲1.2	▲1.0	▲1.0	▲1.0
国	▲19.7	▲20.9	▲22.9	▲19.7	▲16.9	▲15.7	▲15.0	▲14.4	▲14.2	▲14.6	▲15.7	▲17.3
(対名目GDP比)	▲3.6	▲3.8	▲4.1	▲3.4	▲2.9	▲2.6	▲2.4	▲2.2	▲2.2	▲2.1	▲2.2	▲2.4
地方	0.2	0.4	0.1	1.4	2.5	3.4	4.4	5.4	6.5	7.7	8.8	9.9
(対名目GDP比)	0.0	0.1	0.0	0.2	0.4	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.3	1.4
公債等残高	1034.1	1055.4	1073.8	1088.6	1099.6	1109.4	1118.5	1126.6	1134.7	1143.3	1153.4	1165.5
(対名目GDP比)	188.9	191.8	191.8	190.6	188.8	185.4	181.0	176.3	171.7	167.3	163.4	159.9

【国の一般会計の姿】

兆円程度

年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
歳出	98.1	99.0	101.5	103.6	101.9	103.5	105.5	107.8	110.8	114.5	119.0	124.1
基礎的財政収支対象経費	75.6	76.4	77.9	81.3	79.5	81.1	82.9	84.8	86.7	88.6	90.8	93.0
社会保障関係費	32.5	32.6	34.1	36.2	36.8	37.5	38.2	39.1	40.0	40.9	41.8	42.8
地方交付税等	15.6	16.0	16.0	16.4	16.7	17.1	17.7	18.2	18.7	19.2	19.9	20.5
その他	27.5	27.9	27.9	28.7	26.1	26.5	27.0	27.5	28.0	28.6	29.1	29.7
国債費	22.5	22.5	23.5	22.3	22.4	22.4	22.6	23.1	24.1	25.9	28.2	31.1
税収等	65.7	66.0	68.8	70.8	71.9	73.8	76.2	78.9	81.6	84.4	87.2	90.1
税収	58.8	60.4	62.5	65.6	66.7	68.5	70.8	73.4	75.9	78.6	81.3	84.1
その他収入	6.9	5.7	6.3	5.2	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.8	5.9	6.0
歳出と税収等との差額	33.6	34.4	32.7	32.8	30.0	29.8	29.3	29.0	29.3	30.1	31.8	33.9
一般会計における基礎的財政収支	▲9.9	▲10.4	▲9.2	▲10.5	▲7.7	▲7.3	▲6.7	▲5.9	▲5.1	▲4.2	▲3.5	▲2.9

【地方の普通会計の姿】

兆円程度

年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
歳出	95.5	96.7	96.9	99.7	98.8	100.3	102.0	103.7	106.0	108.5	111.7	115.0
公債費	12.6	12.2	11.9	11.7	11.7	11.6	11.4	11.0	10.8	10.8	10.7	10.7
税収等	82.7	84.5	84.7	88.9	88.8	90.7	93.2	95.8	98.6	101.5	104.8	108.2
税収	42.2	43.3	43.8	45.2	45.6	46.8	48.2	49.8	51.5	53.3	55.2	57.1
歳出と税収等との差額	12.8	12.2	12.2	10.8	10.0	9.6	8.8	7.9	7.4	7.0	6.9	6.8
普通会計における基礎的財政収支	2.5	2.0	1.8	3.1	3.9	4.3	5.1	5.8	6.7	7.7	9.0	10.3

(注1) 「国の一般会計の姿」のうち、2017年度までは決算、2018年度は決算概要、2019年度は予算による、「地方普通会計の姿」のうち、2017年度は決算による。
 (注2) 基礎的財政収支対象経費は、国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰入を除いたもの。
 (注3) 「国の一般会計の姿」のうち、2017年度・2018年度のその他収入は、税外収入と前年度剰余金(含む繰越財源)の合計から、翌年度への繰越額(2017年度:4.3兆円程度、2018年度:5.1兆円程度)等を控除したもの。
 (注4) 「地方の普通会計の姿」のうち、税収等は歳入総額から地方債、積立金取崩し額、繰越金を控除したもの。税収は地方税と地方譲与税の合計額。

ベースラインケース

【マクロ経済の姿】

【%程度】、【対GDP比、%程度】、兆円程度

年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
実質GDP成長率	(1.9)	(0.7)	(0.9)	(1.2)	(1.0)	(1.3)	(1.3)	(1.2)	(1.1)	(1.1)	(1.0)	(0.9)
実質GNI成長率	(1.5)	(0.2)	(1.5)	(1.2)	(1.0)	(1.3)	(1.1)	(1.1)	(0.9)	(0.9)	(0.8)	(0.8)
名目GDP成長率	(2.0)	(0.5)	(1.7)	(2.0)	(1.2)	(1.5)	(1.5)	(1.4)	(1.3)	(1.3)	(1.2)	(1.2)
名目GDP	547.5	550.3	559.9	571.2	577.8	586.5	595.4	604.0	612.0	619.9	627.7	635.1
1人当たり名目GNI成長率	(2.4)	(0.9)	(2.4)	(2.3)	(1.7)	(1.9)	(1.9)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.6)
1人当たり名目GNI (※万円)	448	452	462	473	481	490	499	508	517	526	534	543
潜在成長率	(1.0)	(1.1)	(1.1)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.0)	(0.9)
物価上昇率												
消費者物価	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(0.8)
国内企業物価	(2.7)	(2.2)	(1.1)	(1.2)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.5)
GDPデフレーター	(0.1)	(▲0.2)	(0.8)	(0.8)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
完全失業率	(2.7)	(2.4)	(2.3)	(2.3)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(2.5)	(2.5)	(2.5)	(2.6)
名目長期金利	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.3)	(0.8)	(1.3)	(1.6)	(1.7)
部門別収支												
一般政府	▲2.7	▲3.0	▲3.2	▲2.4	▲1.9	▲1.4	▲1.2	▲1.0	▲0.8	▲0.6	▲0.6	▲0.5
民間	6.8	6.5	7.0	6.4	5.8	5.3	4.7	4.2	3.9	3.5	3.3	2.9
海外	▲4.0	▲3.5	▲3.8	▲4.0	▲3.9	▲3.5	▲3.2	▲3.0	▲2.9	▲2.8	▲2.6	▲2.4

【国・地方の財政の姿】(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)

【対GDP比、%程度】、兆円程度

年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
基礎的財政収支	▲12.1	▲13.3	▲15.1	▲12.1	▲9.4	▲8.3	▲7.9	▲7.5	▲7.2	▲6.8	▲6.8	▲6.8
(対名目GDP比)	▲2.2	▲2.4	▲2.7	▲2.1	▲1.6	▲1.4	▲1.3	▲1.2	▲1.2	▲1.1	▲1.1	▲1.1
国	▲13.9	▲15.2	▲16.6	▲15.1	▲13.0	▲12.4	▲12.3	▲11.8	▲11.4	▲11.1	▲11.1	▲11.1
(対名目GDP比)	▲2.5	▲2.8	▲3.0	▲2.6	▲2.3	▲2.1	▲2.1	▲2.0	▲1.9	▲1.8	▲1.8	▲1.8
地方	1.8	1.9	1.5	3.0	3.7	4.1	4.3	4.3	4.2	4.3	4.3	4.4
(対名目GDP比)	0.3	0.3	0.3	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
財政収支	▲19.5	▲20.5	▲22.8	▲18.3	▲15.0	▲13.4	▲12.8	▲12.0	▲11.8	▲12.1	▲13.2	▲14.6
(対名目GDP比)	▲3.6	▲3.7	▲4.1	▲3.2	▲2.6	▲2.3	▲2.1	▲2.0	▲1.9	▲2.0	▲2.1	▲2.3
国	▲19.7	▲20.9	▲22.9	▲19.7	▲17.2	▲16.2	▲15.8	▲15.2	▲15.0	▲15.4	▲16.6	▲17.9
(対名目GDP比)	▲3.6	▲3.8	▲4.1	▲3.4	▲3.0	▲2.8	▲2.7	▲2.5	▲2.5	▲2.5	▲2.6	▲2.8
地方	0.2	0.4	0.1	1.4	2.2	2.8	3.1	3.2	3.2	3.3	3.4	3.3
(対名目GDP比)	0.0	0.1	0.0	0.2	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
公債等残高	1034.1	1055.4	1073.8	1088.6	1100.2	1111.1	1121.8	1132.5	1143.3	1155.0	1167.8	1182.3
(対名目GDP比)	188.9	191.8	191.8	190.6	190.4	189.4	188.4</					